

第百二回 参議院商工委員会 會議録第十一号

昭和六十年四月十八日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月十六日

兼任

松岡満寿男君
和田 教美君

補欠選任

森下 泰君
伏見 康治君

四月十七日

兼任

森下 泰君

補欠選任

松岡満寿男君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

降矢 敬義君

委員

前田 勲男君

梶原 敬義君

市川 正一君

石井 一二君

岩本 政光君

佐藤榮久君

杉元 恒雄君

鈴木 省吾君

松尾 官平君

松岡満寿男君

山本 富雄君

対馬 孝且君

福岡 知之君

田代富士男君

伏見 康治君

井上 計君

木本平八郎君

国務大臣

通商産業大臣

村田敬次郎君

政府委員

通商産業政務次官

田沢 智治君

通商産業大臣官房長

杉山 弘君

通商産業大臣官房総務課長

児玉 幸治君

通商産業省通商政策局長

鈴木 直道君

通商産業省機械情報産業局長

福川 伸次君

通商産業省機械情報産業局次長

木下 博生君

資源エネルギー庁長官

棚橋 祐治君

資源エネルギー庁公益事業部長

柴田 益男君

資源エネルギー庁中小企業庁長官

山本 幸助君

資源エネルギー庁中小企業庁計画部長

石井 賢吾君

資源エネルギー庁常任委員会専門員

黒田 明雄君

郵政省電気通信局長

末木鳳太郎君

郵政省電気通信局データ通信課長

野村 静二君

説明員

内海 善雄君

本日の会議に付した案件
○情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田代富士男君 本案の質疑に入る前に、四月十二日の参議院本会議におきまして緊急質問をいたしましたことを、私自身関係がございまして、まずこの問題の方を先に質問させていただきます。

と思ひます。よろしくお願ひいたします。

私が本会議で質問をしたことは、政府が四月九日にとった対外経済対策によつて保護主義の台頭を抑止できるのか、また米議会などの対日批判を根本から払拭することが可能であるかというような趣旨で、これはこういう質問をいたしました。

た。それに対して中曽根総理は、三月二十八日の自動車自主規制の措置にみづから触れられまして、集中豪雨の輸出を避けるという念願からやっ

たのが裏返しに出たという面がありまして、我々のミステークといえはミステークであります。

甚だ残念である云々というお答えがあったわけでございます。

そこで、村田通産大臣にお伺ひいたしますけれども、中曽根総理はミステークだとおっしゃったけれども、村田通産大臣はミステークだと思ひ

ですか。それとも、それは総理の思ひ違いであり、それ自身ミス発言であつて、村田通産大臣としては困惑しているということですか。そこらあたりの率直な御意見をおっしゃつていただきたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先般の田代委員の本会議における御質問、私も伺わしていただきました。

中曽根総理のそのときの発言は、日本側が集中豪雨の輸出を避けるという意図から決定したことが米側に十分に理解されず、市場開放を回避するためではないかと誤解されたという点をとらえられて、ミステークといえはミステークであつた、こういうふうな発言されているというふうな理解しております。決定自体が誤りであつたというところでは全くない、こういうふうな私どもは伺ひました。そのことは総理が、同時に、誤解を受けたことは残念であり、その誤解を解くように今懸命なる努力をしているところであると述べておられることからもうかがわれると思うのでござ

います。

通産省といたしましては、先般いたしました自動車輸出自主規制の決定は、諸事情を総合的に判断した末の最善の策であるというふうに考えておりまして、今後この方針を貫いていくつもりでございます。

米国内にいろいろと誤解があることも事実かと思ひますが、今後一層米国の理解が得られますように努力してまいる所存でございます。このことは日米親善関係、そしてまた世界の経済貿易関係に必ずプラスになると信じて、一年限りの措置としてとつたところでございまして、御理解が

いただきたいと思います。

○田代富士男君 通産大臣、御理解をいただきました。御理解がでないから質問したわけでございます。今の発言では、中曽根総理をこへ呼んでこなくちゃあかんと思ひます。こへ。しかし総理がいらつしやらないんですから、私はそれをおもんばかりまして、総理の発言であるから、通産大臣としては言いにくい面もあるかと思ひます。

それで、アメリカ側にもいろいろな言ひ分があることも知つておつしやるけれども、ここで改めて大臣から今回の自主規制がミスでない

いう、言いわけといえは変なぐあいですけれども、通産省のはっきりした答えを申し述べられたいかがですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 言いわけをする必要は全くないのでございます。あの措置は正しいこととございまして、必ず理解をしていただけたらと思っておりますので、ここで改めて一番初めから申し上げますので、ぜひ御理解がいただきたいと思ひます。

実は、今回の二百三十万台を超えないということと決定をいたしました理由は、あの前に、日本の自動車輸出についての、もし完全に自由化したならばどうなるかという調査等もいろいろとしたわけでございまして。そういった数字も出てきたわけでございまして、万一そのようなことになれば、非常に日米の親善関係、貿易関係について大変なことになるという判断から、総合的にいろいろな情勢も勘案の上、アメリカの御承知のようにキャパティビティの増加というところがございまして。これは日本の自動車として輸出をするのでございまして、向こうで販売をいたしました際は向こうの商標で出るのでございまして、本来の日本の自動車の輸出とは状況が異なるわけでございまして。その方の増加もございまして、そういったものを勘案をいたしますと、二百三十万台を超えない線ということで決定をいたしました。そして発表をいたしました。

そして、中曽根総理は先般の先生の御質問の際には、私が先ほど申し上げましたように、ミステークといえはミステークであつたという意図から決定したことが、米側に十分に理解されず、市場開放を回避するためではないかと誤解されたという点をとらえて、ミステークといえはミステークであつたと発言されているのでございまして、決定自体が誤りであつたということではないと理解をいたしております。

中曽根総理の対米あるいは対世界の貿易にかけ

る大きな意欲、自由開放体制にける大きな意欲というものは、まことに私どもは正しいことであると考え、総理と私は完全に一体の意見を持つておると思つておりますので、よろしくお願いいたします。

○田代富士男君 これはまた、そのうちにこの問題の集中審議もあるかと思ひますが、これをやっておりますと法案の質問時間ありません。そのときに、この問題は再度私は質問をしたいと思ひますが、もう一つ、通商摩擦の解消について今さまざまな議論が起きていることは、村田通産大臣も御存じだと思ひますけれども、それで、商工委員会の予算審査に入る冒頭にあいさつをされました通産大臣のあいさつの中では、「内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、」云々と、こういう表明をされております。

と、この通商摩擦の問題につきましても、他の中曽根内閣の閣僚からいろいろな意見が出されていくわけでありまして。また、金丸幹事長も記者会見において、御承知のとおり内需拡大について批判的な発言をされておられる。これに対して、大臣の予算審査の冒頭あいさつの中の内需拡大という大臣の方針とあわせて、今日の新聞問題を含めて、通産大臣としてどのようにお考えであるのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいまの田代委員の御質問は、本日に日本の貿易のことを考え、また経済のことを考えていただいている質問でございまして、大変ありがたいと思ひます。

日本の経済は、五十八年初頭からの景気回復局面において、これまで外需、特にアメリカの景気の浮揚ということに非常に依存した拡大をたどってきたことは、御指摘のとおりかと思ひます。過度に外需に依存した経済成長は、それ自体不安定なものであるのみならず、こうした成長を続けることは対外経済摩擦を深刻化させ、保護貿易主義の台頭を招くおそれもあるわけでございまして。先般決定されました対外経済対策においても述べられておりますように、内需中心の経済成長の

達成を図ることは我が国に課せられた重大な責務であると思つております。六十年代におきましては、政府経済見通しにおいて内需中心の成長が見込まれておりますことは、田代委員御承知のとおりでございます。実質四・六%のうち四・一%を内需で拡大、こういうふうに見ておるわけでございまして、この点は対外経済問題諮問委員会から内需中心の持続的成長についても諸提言がなされておりました。政府経済見通しの実現をより確実なものにするためにも、こうした提言を十分尊重して政策運営に当たってまいります所存でございます。

今御指摘になりました先般の政府・与党連絡協議会におきましていろいろな発言がありましたことは、皆これは総理初め閣僚あるいは党役員が日本の経済の全般的な見通しについてのいろいろなおもんばかりをお述べになったものでございまして、決して政策的な不一致というものではなく、内需拡大についての期待をする点についてはすべて私は共通をした意見であると思つておりますが、減税問題でございましてか財政見通しでございまして、とか、そういう点になつてまいりますと、それは個々の見通しに若干のニュアンスの差がある、こういうふうな理解をしておるつもりでございまして。

○田代富士男君 今私申し上げたことが、今度は御承知のとおり、経団連の稲山会長、この人がやはり御発言になつておられることがけさの新聞にも、昨日のテレビでも言われておりましたけれども、内需拡大よりも貿易黒字の解消というものは輸出を抑えることだ、内需拡大よりもそちらなんだと、こういう発言をされた貿易黒字の電気、自動車、エレクトロニクス等のこういうようなものに対して輸出自主調整をすべきである、輸出抑制をするべきである、相手の国と話をすべきであるというような発言もされておられる。今通産大臣がお話になつたことは、先日もお聞きしたから承知をしておりますけれども、そういう方向

でないようなものが支配的になつてきている、こういう日本の状況だし、また私も先日十チャンネルですが、見ておりましたところが、アメリカからの厳しい雰囲気といひますか、四項目にわたつての解決策といひものが出されました。その四項目の内容についてここで云々はいたしませんけれども、非常に厳しいアメリカ側の内容になつております。

そういうことを考えた場合に、通産省としてこういうような今の行き方ではいか、そのアメリカ側の意見は、日本の常識は世界の常識ではない、日本では常識的であっても世界には通用しない、そういうことも言つておる関係上、通産省として状況判断が甘いのではないかと思ひますけれども、そういう点私も心配しておりますけれども、通産大臣としていかがですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 田代委員の御意見は一拝聴させていただきます。まず、経団連の稲山会長の御意見でございまして、私もこの御意見は拝見をいたしました。貿易立国である日本にとつては、自由貿易体制を堅持して、貿易の拡大による調和ある世界経済の発展を図るということが基本的には必要だと思ひます。こうした観点から、四月九日に市場アクセスの改善と輸入の促進を中心とする対外経済対策を閣議で決定をいたしました。その実施に努めておるところでございます。

貿易収支の均衡化のために一般的な輸出抑制策を導入するという考えにつきましては、貿易の縮小均衡を招き、我が国経済の健全な発展、ひいては調和ある世界経済の発展に支障を与えかねないもので適当ではないという考えでございまして、このことは先般の参議院本会議でも、私から、拡大均衡といふことは輸出を減らすといふことではなく、輸出も増大をする、輸入もさらに増大をするといふことで、拡大均衡を図つていくのが正しい考え方だということを申し上げさせていたいただきました。なお、我が国は特定品目に係る節度ある輸出の

確保という方針のもとで必要最小限の範囲での業種の実情に即した対応はとっているところをごさいます。そういうふうな貿易の拡大均衡を考慮しております。

それから、最近のマスコミなどにおける米側の深刻な対日不満の問題でございますが、これは例えは四月二日には、米国上院財政委員会のダンフォース法案の可決とか、下院本会議のロステンカウスキー決議案の採決とか、アメリカ議会の不満の高まりを示すものでございますけれども、同時に自由貿易に対する脅威でもございまして、極めて憂慮をいたしております。

我が国といたしましては、九日に決定された対外経済対策に基づいて、電気通信、エレクトロニクスなどの分野での市場アクセスの改善に引き続き努力するとともに、対外経済問題諮問委員会報告で述べられている、先ほど申し上げました内需中心の持続的成長、市場アクセス改善のためのアクションプログラムの策定あるいは関税の引き下げ、基準認証、輸入検査手続の改善、製品輸入の促進等に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

アメリカ側におきましても、我が国の決意と努力を理解いたしまして、議会における議論が鎮静かつ慎重なものになることを期待をしております。既に米政府では四月九日の決定、また中曽根総理の決意を非常に高く評価をいただいておりますというふうな考えておられます。これからのいよいよ米議会の反応が出てくると思っておりますが、これは日本政府の誠意というものは必ず理解をしていただきたい、また理解をしていただくべきであるということである努力をいたしまして、五月のサミットに向けて自由開放体制、そして新ラウンドの推進がますますいよいよに、大きな大きな流れの中で我々の意思を統一していきたいというふうな考えておるところでございます。

委員、大変御理解をいただいた御質問をいただいております。何とぞよろしく御指導賜りたいと存じます。

○田代富士男君 この問題についてはまた後日の委員会に移したいと思っております。

法案の質疑に入りたいと思っております。

今日の情報化の流れは、このたびの通信の自由化によりまして極めて重大な転換点を迎えたのではないかと思っております。言いかえれば、ようやくコンピュータが本来の機能を十分に発揮することができるようになったのではないかと、思うわけでございます。そのことは、とりもなおさず今後の情報、通信政策の重要性を示すものではないかと思っております。最初村田通産大臣の情報化推進への決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 情報化ということば、産業社会の活力の維持、活性化に貢献するばかりでなく、国民生活全体の向上をもたらすものであり、健全な高度情報化社会の実現というものは極めて重要な時代としての課題である、二十一世紀に向けての最も重要な課題の一つであると認識をしております。だから、これからやってくる社会が、電子工業化社会であるとか、あるいは情報社会であるとかという言葉が諸外国でもよく指摘をされておるところでございます。

今回の電気通信事業法等の施行によりまして、電気通信事業分野に競争原理を導入し、民間事業者の創意を活用するという法的枠組みが整ったわけでございますが、今後法の適切な運用等により競争導入の実が上がるのが肝要だと思っております。我が国の健全な情報化を図る上で責任を有する通産省といたしましては、本法の適切な運用を期待するとともに、情報化関連施策の一層の充実を図り、高度情報化社会の実現に向けて鋭意努力をしております。

○田代富士男君 そこで問題になるのは、通信と情報処理という、今後の情報ネットワーク社会にとりましては密接不可分の領域が、所掌するところの官庁が違ふという問題ではないかと思っております。当然両省密接な連携のもとに業務を推進していることと思っておりますけれども、私は前回

の委員会でも質問をいたしました。通産省と郵政省の省際争いなどを見ておきますと、何らかの整理ができないものかと前回も指摘をいたしましたけれども、ここあたりについて村田通産大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 従来から通産省は、情報処理振興事業協会等に関する法律などに基きまして、情報処理サービス業等の情報産業の発展に向けて各般の施策を講じてきたところでございます。一方、郵政省の方は通信インフラストラクチャーに関する施策を講じているものと承知をしております。その果たすべき役割は、現在の段階ではおのずから異なるものであると考えております。

しかしながら、最近の情報関連技術の進歩を背景にいたしまして、情報処理と電気通信は融合しつつある面があると考えておまして、情報処理産業を担当する当省としては、電気通信を担当する郵政省と密接な連携を図り、高度情報化社会の構築に向けて努力をしております。現存でございますが、私は、この意味で情報化社会あるいは技術開発といった二十一世紀のいろいろな重要なテーマを考えますと、郵政、科学技術、通産、この三省はこれから本当に助け合って二十一世紀に向けて努力をしていかなければならない官庁だと思っておりますので、そういった縦割りの弊がもしあるとすれば、極力そういうことは抑えまして、まさに相互調整を協力していくことで、郵政省、科学技術庁とともに歩いていきたい、このように考えております。

○田代富士男君 この情報化の進展が急速に進みまして、技術革新の進歩と相まって、将来の我が国の産業活動の効率化また国民生活の向上に著しく寄与するものと思っておりますけれども、現状を見てみると、御承知のとおり大都市に偏っているように思われてなりません。情報化の進展というものは、全国においてバランスをとって実現される必要があるのではないかと思いますし、地方における情報化の推進等についてどのようにやって

いるのか、通産省のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) 情報化が進むということは、大量の情報をお互いにやりとりしながら、国民生活の向上、産業の発展に資することに持っていくということであるわけでございます。ただ、当然地域と中央との間の情報の格差というものはむしろ縮まるべき性質のものでございます。ただし、現実にはなかなかそうならないのではないかという懸念も持たれておまして、情報関連機器や情報処理技術者の大半が大都市圏に集中するなど、情報化がとすれば大都市圏を中心に進展している状況にありまして、今御指摘のような問題点がいろいろ出てくるかと思うわけでございます。

私もといたしまして、全国的にバランスのとれた情報化を進めることが極めて重要であるというふうな考えておまして、地域地域のニーズに応じた各種の情報システムの開発、普及を図るなどの施策を講じていきたいということで、通産省としては、ニューメディア・コミュニティ構想の推進等、地域の情報化基盤の整備を図るべく努力をいたしております。

この構想は昭和五十九年度予算で八地域を指定いたしました。各地域で構築を計画しておるモデル情報システムについてのニーズ調査、概念検討を行っております。今後は各種の財政投融資策、税制などによりモデル地域における情報システムの構築を積極的に助成していきたく考えております。また昭和六十年年度予算におきましては、六地域を新たにモデル地域として追加することを予定しておりますので、地域特性を生かしたバランスのとれた地域の情報化を一層進めてまいりたいというふうに考えております。

○田代富士男君 ここで、データ通信の地域によるコストの違いを簡単に説明していただけないでしょうか。

○説明員(内海善雄君) 郵政省のデータ通信課長でございます。

データ通信の通信料の遠近格差というもののについて御説明申し上げますと、データ通信のために使います通信回線というものは、電話線とか、あるいは専用線、あるいはデジタル交換網、パケット交換網というようにものを使われておりますが、その際、通信料の遠近格差というものを考えますと、例えば東京都内で通信する場合、御承知のように電話は東京都内では一通話十円という事になっておりますが、例えば東京―大阪間の場合ですと四百円ということ、この東京都内と東京―大阪間という比率が一对四十というふうになっております。専用線におきましてはこの比率が一对三十五、あるいは最近サービスを開始しておりますパケット交換網というサービスですと、大幅に改善されております。一対一・二五というふうな比率になっております。さらにビデオテクス網というものは一対一という事で、まるつきり全国均一の、はがきだとか郵便の料金と同じような料金体系になってるところでございます。

旧来の電話網のようなものには、なぜ大きい遠近格差があるかということでございますが、これは過去の沿革というものが非常に大きい要素になってくるわけですが、私どももいたしまして、ここ数年間四回にわたり遠距離料金を引き下げるといふことを行いまして、遠近格差がでるだけ少ないものになるようにというふうな努めてきたところでございます。

さらに、先ほどもお話がございました、新しい電気通信事業法によりまして競争原理の導入が図られておりますので、これからはますます低廉な料金でサービスが提供できるように、この低廉な料金というのとは何かと申しますと、遠距離料金というのをできるだけ下げてということでございます。私どももいたしまして、この遠近格差という問題の是正にこれから努力をしていきたいというふうな考えております。

○田代富士男君 旧電電公社の並み並みならぬ努力によりまして、世界に類を見ない、日本国の隅

隅までこの通信網が張りめぐらされているのが現状ではないかと思われまして、この通信のコストというのは投下資本の回収を別にいたしましたならば、回線のランニングコストというのは、地域の差異でそれほど問題にはならないと考えるわけでございます。ましてや今後のネットワーク社会の構築に当たりましては、ただいま御説明がありましたとおり、地域によりましてコスト上の差別が生ずるのは不合理であるし、また発展を阻害することにもなりかねないじゃないかと思われまして、この点通産省あるいは郵政省両方のお考えをお尋ねしたいと思います。

○説明員(内海善雄君) 先ほども御説明いたしましたように、遠近格差というものはできるだけない方が好ましい。郵便とかはがきとかいふものでは、北海道へ出すのもあるいは東京都内も同じ料金だということ、非常に我々便利に制度というふうな思っているわけですが、電気通信の場合、遠距離であればコストが高くなるというふうな観点から、従来から遠距離は高く近距離は安いという、そういう料金体系をとってきておりました。先生御指摘のとおり、最近の技術の革新によりまして、それほどランニングコストに遠近格差がないという事は事実でございますけれども、しかしながら遠近格差をなくするということ、遠距離を安くできると同時に、近距離が高くなるを得ないという面もございまして、遠距離の通信料が高くなりますとこれまた大変な問題になるということで、非常に遠近格差を是正するという事は困難な仕事になっております。

私どももいたしましては、近距離料金を上げずに、遠距離料金を下げて遠近格差をなくするということを行っていかねばならないというふうな考えているわけですが、その際どうやって遠距離料金を下げるかということになりますと、やはり企業の合理化、効率化というのによりましてできるだけコストを少なくし、料金を下げていく

という方法しかないのではないだろうかというふうに考えているわけですが、その際、先ほど申し上げましたような競争原理の導入等を図り、できるだけ遠距離料金を下げていくという考えでございます。

ちなみにちょっと御紹介させていただきますと、先ほど電話網で、一対四十というふうなことを申し上げましたけれども、努力をいたしまして、夜間料金でいきますと一対二十四、それから深夜料金では一対二十一というふうな、ここ数年間四回にわたりまして遠距離料金を下げる努力をしておるところでございますが、今後も同じような努力を続けたい、また日本電信電話株式会社の方においてもそういうふうな努力をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○政府委員(木下博生君) 高度情報化社会の円滑な実現のためには、先ほど先生おっしゃいましたように、全国的にバランスのとれた情報化が重要であるという認識で、情報化の便益も全国的に均てんされる必要があるだろうというふうに考えております。そういう意味から、私どもは郵政省の方に、今郵政省の御説明がございましたように、できるだけ料金水準全体が低く、しかもバランスのとれた格差の少ない形でお願したいというふうに考えております。

現在、企業の情報処理のコストの中に占める回線料の割合というのは割合低いですすが、いろいろ聞いてみますと、大きな情報量を送るときには、回線を使わず、磁気テープを自動車で運んでいくというふうなことをやってお金を下げていくというふうなことも聞いておるわけでございます。今後はできるだけ基本的なインフラストラクチャーでございまして、通信コストが低くなるようにお願いしたいというふうな感じを我々は持っております。

ただ、今後技術の進歩によって電気通信網がデジタル化されるでございまして、また通信衛星の利用等もふえてくるだろうと思っております。

通信衛星を利用しますれば、東京と大阪、東京と北海道といつても全く通信衛星を利用するコストにおいては変わりはないわけでございますので、そういうようなことでぜひ料金格差が少なくなるようをお願いしたいというふうに考えております。

これはまた需要量とも関連するわけでございますが、大変な情報需要が出てくれば、逆に単位当たりの通信コストを下げることもできるわけでございますので、そういうことで鶏と卵みたいな関係もあるかと思いますが、ぜひ郵政省の方にもお願いし、また御協力申し上げて、全体としての通信回線コストの引き下げという事をお願いしていきたくと思っております。

○田代富士男君 次に、現在の我が国の汎用コンピュータの現状について簡単に御説明をいたしたいと思っております。

特に汎用コンピュータの設置台数及び汎用プログラムの流通数と金額、それぞれに關しまして、昭和五十一年以降の数字と伸び率を示していただきます。

○政府委員(木下博生君) 我が国のコンピュータの利用は、毎年急速にふえておまして、昭和五十一年度末汎用コンピュータの台数は、三万六千台であったわけでございますけれども、現在では十五万台を超すに至っております。我が国は米国に次ぐ電子計算機保有国ということになっております。ただこの汎用コンピュータと申しますのも、ある一定金額以上のコンピュータでございますので、いわゆるパソコンみたいなものを入れますと、もっと台数は多くなるわけでございます。

一方、汎用プログラムの普及率でございますけれども、昭和五十一年度ベースで、日本においては全体のプログラムの普及率の中の約一〇％程度になっているというふうな考えられます。金額といたしましては、ソフトウェア業としての売上高が、五十八年度におきまして五千四百二十一億円、うち、汎用プログラムの売上高は五百九十三億円というふうなことでございます。この

五千四百二十一億円という数字も、四年前の五十四年度は千二百八十九億円でございましたので、非常な勢いでその需要は伸びてきておるわけでございます。

○田代富士男君 日本この情報産業も、御承知のとおりに十兆円産業となりまして、その伸び率はハード、ソフトともに年率二〇％を超えるという現状であります。これは他の産業に比しますと驚異的な成長率を示しているのではないかと感ずるわけでございますが、この勢いは今後とも続くのではないかと予測されております。

そこで、このように急速に情報化が進展すると、産業やあるいは国民生活に及ぼす影響も重大なものになると思えますけれども、そこらあたり通産省としてどのような認識を持っていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) 今先生おっしゃいましたように、急速にコンピュータの利用による情報化というものは進んでおりまして、コンピュータの利用も単に経済、産業分野で使われるだけではなくて、国民生活の各分野にも深く浸透するようになってきておるわけでございます。そのことは我が国経済の活性化、知識集約化に対して多大の貢献をするばかりではなく、各種情報システムによる多様なサービスが社会全体にまで行き渡るというようにございまして、国民生活全体の質的向上をもたらすものと認識しておるわけでございます。

しかし一方では、そういうようなコンピュータの利用が進みますと、ソフトウェアの供給がそれに追いつかないというようなこともございまして、また通信回線でつながれておりますコンピュータシステム全体が故障等によってダウンすることによって、非常に大きな社会的影響が及んでくるというような問題等、解決すべき問題がまた新たに出てきておるわけでございます。

そういうことで通産省といたしましては、これらの課題への対応を含めまして、総合的、積極的な情報化関連施策を今後とも進め、健全な情報

化が実現できるようにやっていきたいと考えております。

○田代富士男君 また御承知のとおり、このプログラムの保有数の伸び率というものがコンピュータの設置台数の伸び率を上回っておるわけなんです、もう御承知のとおりだと思えます。このようなソフトに対するニーズは今後拡大の一途をたどるであろうことは明らかでございます。

ところで最近巷間言われているのは、コンピュータの急速な普及に伴うソフトのニーズの拡大に対して、この開発体制が追いつかなくなるのではないかとということでございます。そういうところからこの法案も出されているわけでございますけれども、まずこのソフト技術者の実情はどうなっているのか、最近の増加はどのようになっているのか、そこらあたりの概要を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) 今先生御指摘のとおりでございます。コンピュータの利用が高まれば、コンピュータはソフトウェアなしでは全く動かせないものでございまして、現在のところ、コンピュータの普及と台数がふえるよりも速いスピードでソフトウェアに対する需要が高まっております。これはひとりで我が国だけではございませんで、アメリカも同じでございます。アメリカにおいても、ソフトウェアに対する需要は毎年三割ぐらいの割合で伸びているというふうに言われております。

そのようにソフトウェアに対する需要がふえてまいりますと、ソフトウェア自身は生産するのに高度の技術者の手作業でこれをやっている、なかなかいけないうようなことで、その伸びる需要になかなか技術者の供給が追いつかないという状況が出ております。現在、日本には、システムエンジニアあるいはプログラマー等々のいわゆる情報処理技術者は全部合わせまして四十万人ぐらいいるわけでございますけれども、現在関係の企業で新しく技術者の需要があっても、それに見合

う人を集めるのがなかなか難しいというようになるとなっております。初級級のプログラマーで企業における充足率は七五％程度、システムエンジニアというように高度の技術者になりますと、充足率は四〇％程度というようになつておりました。その不足状況は極めて深刻なものになっております。

そういう情報処理技術者の毎年の供給の伸びは、年率で一三％ぐらいでございますが、先ほど先生おっしゃいましたように、ソフトウェアに対する需要の伸びは二五、六％ということになっておりますので、そのギャップはどうしても埋められないというところで、ソフトウェア会社も二年分、三年分の注文を抱えてなかなかそれを供給できないでいる状況にあるということでございます。

○田代富士男君 今、日本のソフトウェアの技術者は約四十万人であると、これが年率に換算すると一三％ぐらいの伸びであるけれども、それ以上に二五、二六％伸びている、それに対応できないと、こういう御答弁であるとおりに、今後どの程度の人材の不足が予想されるのかということは今あらあらお聞きしたわけでございますが、そういうソフトの開発の生産性向上を加味したとしても、極めてこれは少ないのではないかと私は心配しているわけでございますけれども、この点はどのようなのか。

また、このソフト技術者の養成の現状はどうなっているのか。大学だとか、あるいは専門学校での養成及び企業内教育についても御説明をいただきたいと思います。それと、このような人材難のソフトウェア技術者の養成促進に対する通産省の対策はどうなっているのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) ただいま御説明申し上げましたように、現在情報処理関係の技術者は四十万人ぐらいいるわけでございますが、これが今と同じようなペースでそのソフトウェアの需要が伸びていった場合に、昭和六十五年度でどのくら

いの人が必要になるかということ計算いたしました。百五、六十万人ぐらいいる人が必要になってくるだろうというふうになってくるわけでございます。さようなことになりましたと、今までと同じように十数％の割合で技術者の数がふえ、しかもある程度の生産性を見込みましたと、昭和六十五年度には五、六十万人の技術者が不足するというような状況になってきておるわけでございます。したがって、今先生おっしゃいましたように、ソフトウェア技術者の育成と、それからもちろん何らかの形でソフトウェアの生産性を向上する必要があるというように考えております。

現在のソフトウェア技術者の養成の現状でございますけれども、当然のことではございますが、大学、専門学校等における情報処理教育というのに進んでおりますけれども、大学、専門学校と合わせまして卒業生数が毎年一万二、三千人というところでございます。それに加えて、各種学校あるいは高等学校あたりからのそういう技術系の卒業生の数を合わせると数万というところになるわけでございます。なかなかそれに追いつかない。したがって、ソフトウェア関係の会社では、単に技術系じゃなくて、人文系の学問を修得した人たちの中からもソフトウェアの技術者を入れていくというふうなことでございまして、これは学校教育のみならず、企業内の教育あるいは各種いろいろそういう特殊な教育機関を通じて教育をやっていくという必要があるかと思っております。

企業の中での教育の人数ですが、私どもが聞いておりますところでは、大体年間二万人ぐらいいの教育が行われているというところでございまして、そのために、私どもとしては各種の養成促進対策というのをやっております。

一つは、情報処理振興事業協会におきまして情報処理技術者試験を実施するというところで、試験自身はその養成とは直接関係ございせんが、養成した成果が試験の結果にあらわれるという意味で、勉強する人たちの意欲を進めるといふような

効果を持っておりまして、この試験の応募者も毎年非常にふえておりまして、昨年は十七、八万人に達していたというふうに言われております。

それからもう一つ、日本情報処理開発協会における上級技術者の技術向上のための研修事業というふうなこともやっておりますし、また企業における情報処理技術者の教育のために情報処理振興事業協会による融資の債務保証というのを行っております。

今回御提案しております法律の中にも、その関連で、情報処理サービス業者以外の企業における技術者の教育のための債務保証の事業が情報処理振興事業協会からできるようにしたいというふうなことを考えております。それと同時に、根本的には学校教育の問題にさかのぼりますので、その点は文部省の方にもお願いして、コンピュータ教育を今後充実していただくようにお願いしたいと思っております。

○田代富士男君 今まとめて私御質問いたしました、その中で、大学、専門学校の卒業者は数万人という局長の御答弁でございしますが、私はまだそこまでは、数万人というところまでは行っていないんじゃないかと思っております。これは後で調べたいのなら――私の調べたのは、まだ数万人行っていないと思っております、これは改めて答弁していただく必要はありませんけれども、何しろ十分ではないということだけは明確でございします。

そこで、いわゆるソフトウェアライシスへの対応といたしまして、今指摘をいたしました人材育成のほかにも、ソフトウェア開発の生産性、信頼性の大幅向上の問題、また汎用ソフトウェアの流通拡大の問題などがあるのではないかと思います。

ところで、我が国はこのソフトの重要性に対する認識が他の諸国に比べて弱くと言われておりますけれども、これは従来言われてきたことでございしますけれども、この点をどのようにお考えになっていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) 確かに我が国におきましては、アメリカなんか比べて相対的にハードウェア、いわゆる機械を重視する傾向がございまして、従来企業がコンピュータを入れますときに、コンピュータをどうやって動かすかというソフトウェアについては当然機械の代金の中に入っている、買う方の意識がそういうような意識であったということで、ソフトに対する重要性に対する認識が過去においては必ずしも高くなかったという点は事実かと思っております。

しかし、近年情報化の進展に伴いまして、コンピュータというもののに対する認識が社会的に非常に高まりまして、ソフトウェアの機能の重要性は十分に認識されるようになってきております。それと同時に、情報処理コストの中に占めるソフトウェアコストの割合というものは非常に高くなっているという現実が皆に認識されるようになってまいりました。特に供給者から供給されるソフトウェアなくて、ユーザーが使い始めてから、使っておるそのソフトウェアを補修して、内容をよくするために非常に費用がかかるということがわかるようになってまいりまして、企業にとってはソフトウェアコストをいかにしたら低減することができるといふことに頭を悩ますような状況になっております。

そういう事態でございしますので、通産省としては、従来から情報処理振興事業協会を中心に、ソフトウェア対策というのがコンピュータ対策の一番中心だという認識のもとにいろいろ施策を進めておりましたけれども、今後ますますそういう認識を高め、ソフトウェア対策を充実するような施策を進めてまいりたいと考えております。

○田代富士男君 ところで、このプログラム流通の各国の状況がどうなっているのか、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスのそれぞれについて、金額ベースで御説明いただきたいと思っております、その中に占める汎用ソフトウェアの割合は各国どのくらいになっているのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) コンピューターのソフトウェアの生産性を上げるには、一つは私どもが今度御提案申し上げておりますソフトウェアの生産自身の中身を機械化して、自動化して生産性を上げることがありますけれども、それと同時に、つくられたソフトウェアをできるだけ広い範囲に使っていただくことも重要であります。一社で使えば、例えば一千万円するものを、十社で使えば一社当たりのコストは百万円ということ、十分の一に落ちるわけでございますので、そういう意味で汎用ソフトウェアの利用というのは非常に重要なポイントになっておるわけでございます。

主要国におきまして、一九八三年におきますソフトウェアの売上高をいろいろ調査をベースにしまして見ると、次のとおりでございます。日本は四千八百六十六億円、アメリカは一千九百八十七億五千万円、イギリスは四千二百億五千万円、西独は四千五百五十億五千万円、フランスは八千三百七十五億五千万円とございまして、コンピュータの保有割合に比して、日本の売り上げは割合低いわけでございます。

ただ、この中でも特徴的なのは、汎用ソフトウェアのウェイトが非常に低いということでございまして、日本の場合には全体のソフトウェアの中でわずかに一〇％しか占めてない。ところがアメリカの場合には五九％、イギリスは四六％、西独は三八％、フランスは三二％ということで、欧米諸国、特にアメリカにおける汎用ソフトウェアの割合が高いということでございます、これはとりまおさず、全体の情報処理コストを生産性を上げることによって引き下げていることを意味するわけでございます。

○田代富士男君 今御説明をいただきますと、特に我が国の汎用ソフトウェアの占有率というのが非常に低いと。アメリカが五九％、イギリスが四六％、その他、こういうものに比べますと、よその国の一割にも満たないような状況であるわけなんです、ただいまの説明でも明らかのように、一体こ

ういう原因はどこにあるかと考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) その原因といたしましては、日本でユーザーである企業がコンピュータを入れますときに、その企業としてはみずからの業務に一番適切な使い方をしたいということ、いわゆるオーダーメイドでソフトウェアをつくって使っていた。また、そのコンピュータの保有台数が低い時代には、供給者の方もそういうようなオーダーに全部応じていくことができたというふうなことで、みんながコンピュータというのはそんなものだという意識でオーダーメイドをやっていたということだろうと思っております。それに比べ、アメリカなんかの場合には、安くて自分の企業として使えればそれでいいというところ、ほかの競争企業が使っているソフトウェアであっても、自分のところにそれが一番安くてもいいものであればどんどん使うというふうな傾向があつて、まずユーザーサイドの対応の仕方が違っていたという面が一つあるかと思っております。

それからもう一つは、供給者側原因があるわけでございます、我が国のソフトウェアの企業は経済的にもまた技術的にも過去においてアメリカなんか比べて脆弱であつたために、汎用プログラムの開発に必要な初期投資あるいは技術力というものを十分に持ち得なかったということで、いいプログラムで、みんなの人が使えるようなプログラムをつくって、それを売ることがなかなかできなかったという、両方の事情があるのだらうと思っております。

○田代富士男君 そこで、汎用プログラムの流通量をふやすためには、一つにはプログラム供給側がユーザーの業務を研究し、熟知することではないかと思つております。そうすることによって、その質を高めることが必要であります、二つ目には、今も御答弁いただいた中にも御説明がありましたが、ユーザー側が特定業務のある程度の利便を捨てても使いこなすことができる、逆に、何といたしますか、応用範囲を広げていこう

という積極的な取り組みができるかどうか。言うならば、ボタンを押せば何もしくなくても結果が出るという意識を変えることが必要ではないかと思うんですけれども、このあたり、今さきの御答弁とも関係がありますけれども、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕

○政府委員(木下博生君) まさにおっしゃるとおりでございます。ソフトウェアといふものは、結局、ユーザー側がいろいろな業務を行うに際して、それにうまく満足するいくようなコンピュータの使い方をするためのものではないかと。したがって、ユーザー側のいろいろな業務について十分熟知して、その熟知した上でそれを行うべく供給側がそれに見合うソフトウェアをつくっていくことが必要でございます。で、単にコンピュータの知識のある人たちだけではソフトウェアといふのはできないわけで、むしろ経済産業に非常に通じて、そういうものをベースにしてソフトウェアをつくっていく必要があるだろうということが一つにはあると思えます。

それからユーザーサイドにおきましても、先ほども御説明いたしましたように、大変にソフトウェアのコスト負担を感じるようになってきておりまして、例えば銀行等の場合でも、最近では、一つの銀行で開発したいろいろなプログラムを、大変に金がかかったものであるからという事で、関係の銀行あるいは企業等にうまく売って、使ってもらおうという動きも既に出てきております。したがって、私どもとしては、そういう動きをうまく助成していく必要があるというふうに考えておりまして、従来から、情報処理振興事業協会では、汎用プログラムの開発やその普及という事業をやってきておりましたが、これをますます強化していきたいというふうに考えておりますし、それから情報サービス産業協会というソフトウェア情報処理業者の集まりの団体では、ソフトウェア流通促進センターというものを設けております。

で、そこでいろいろな活動をやることによって汎用プログラムに対する認識の高揚に努力しておりますけれども、このような事業に対して私どもとしてもできるだけのお手伝いをしていきたいというふうに考えております。

○田代富士男君 そこで、今後の高度な情報化社会の展開に備えまして、一つ提案と申しますか、こういうことも考えていくべきじゃないかと思うことは、ユーザーの資質向上が必要になると思えますけれども、そのための教育施設を考えたかどうか。その際、対象につきましても、ホームオートメーションの動き等も勘案いたしまして、家庭の主婦も含むようなさまざまなランクの教育的事業の展開を考えていくべきではないかと思えますけれども、ここらあたりに対するお考えはいかがでしようか。

○政府委員(木下博生君) 私どももいたしまして、コンピュータというものが、使ってみると比較的、非常に使うのが難しいというように感じることがございますし、特に家庭にまでコンピュータが入ってまいりましたときには、若い人はともかく、年配の人あるいは女性の主婦の方々、こういう方々にはなかなか使いにくいものであるというように感じもいたしますので、そういう意味で、先生おっしゃいましたように、広くコンピュータの使い方についての教育事業を進めていく必要があるかと考えております。

私ども自身が、通産省としてそういう教育事業をどんどん進めていくというのには必ずしも適切かどうかわかりませんが、そういう意味で、私どもは文部省に対して、小学校、中学校からコンピュータ教育をどんどん入れていただくようにお願いはしております。それと同時に、各種の団体あるいは先ほど申し上げましたニューメディアコミュニティというところ、地方にわたってまでいろいろな情報システムの開発等を進めていくわけでございますので、それに関連した事業として、例えば地方公共団体や地方の団体がいろいろなコンピュータ教育を行うということ

であれば、できるだけ私どもとしても資料、情報等の面で御協力をしていきたいというふうに考えております。

○田代富士男君 今も申し上げましたとおり、ユーザーの資質向上とともに必要なことは、情報処理システムのマン・マシン・インターフェースの向上ではないかと思うわけでございます。例えば日本語というものは機械処理になじまない、こういう言語系であります。これは御承知のとおりでございますが、そういう意味から、従来タイプライターなどは余り普及しなかったんでございますが、そこにコンピュータが導入されて、いや応なくキーをカタカタと打たざるを得なくなつたわけでございますから、これは人によっては、非人間的で苦痛を感じることも少なからずあったのではないかと。思うわけでございますが、このような文化的側面も含んだマン・マシン・インターフェースの向上のための総合的な技術開発を民間レベルだけに求めるのでは厳しいのではないかと。思うわけでございまして、通産省はどのようにお考えであるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) 確かにおっしゃいますように、日本語というものは非常に機械によって処理しにくいものでございまして、従来コンピュータが入る前までは、例えばタイプライターにいたしまして、英語、フランス語等であれば、英文タイプライターで、欧文タイプライターで十分に一般の人が利用できておりましたのに、日本語についてはそれができなかったという事情があります。ただ幸いにいたしまして、コンピュータ技術の発達によっていわゆるワープロというものが非常に進歩いたしまして、普通の人もほとんどワープロを使って日本語を打ち出すことができるというようになったのは非常にいい傾向で、文化的にも非常に大きな価値のあるものではないかというふうに考えております。

ただ、今先生おっしゃいましたように、コンピュータを実際に扱ってみますと、コンピュータのキーボード自身が英文タイプライターを

ベースにしてでき上がったようなものでございまして、たくさんキーがありますが、それがみんな英語で書いてあったりなんかしてあって、なかなかわかりにくいという事で、決して我々日本人にとって使いやすいものではないと思えます。そういう意味で、そういうキーボード自身の改善、それから、日本語でわかりやすくするというような点での施策を進めると同時に、いろいろの形のキーボードがあって、消費者の人たちが使いにくいということもありますので、標準化を進めるといふことも必要かと思えます。

それと同時に、根本的にはコンピュータをもう一段と技術開発いたしまして、自然言語を使つてそのままプログラムを組めるようにするとか、それからプログラムを組む必要性を低くするという事で、例えば通産省では第五世代コンピュータの開発等というようなものもやっておるわけでございまして、そういうような技術開発を進め、ハードウェア自身をもう少し身近に親しみやすいものを持つていくようにいろいろと施策をとっていきたくと考えております。

○田代富士男君 次に、アプリケーションプログラムの互換性が問題になっております。御承知のとおり、互換性を保つことができないという事は、情報資源を有効利用するという面から考えてもこれは極めてマイナスではないかと思うわけでございまして、この互換性を確保するためにOSレベルでの打開が必要ではないかと思うんですけれども、この点はどうかであるのか。それとあわせてお尋ねいたしますことは、OSは我が国においては特別にくれた部門ではないかと思うわけなんです。そういう立場から日本の優秀なOSの出現を期待したいんですが、この点の現状と対応をあわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(木下博生君) コンピュータのプログラムは、コンピュータ自身を基本的に動かす機能を持たせるための、今先生おっしゃいましたオペレーティングシステムというOSと、それか

ら、それを具体的な個々の業務にアプライするた
めのアプリケーションプログラムと、二つの種類
のソフトウェアがあるわけでございますが、今
おっしゃいましたように、現在日本のみならず世
界各国においても、そういうプログラムの互換性
が低いために、一つの機械のプログラムが他の機
械に使用にいくという状況になっているのは現実
でございます。

これは、コンピュータ全体の技術進歩が非常
に速かったために、それぞれの企業が競争して、
それぞれのシステムによるコンピュータを開発
していったという状況にあるわけでございませ
が、今後これらのコンピュータがお互いに通信
回線をつながれるようになってきております
し、それから、一つのコンピュータを使ってい
る人が別のコンピュータをまた使う必要性も高
まってきているとございしますので、そ
ういう意味で、プログラムの互換性を高めるとい
うことは非常に重要だと思っておりますので、標準化あ
るいは技術開発、いろいろな面においてこれらの
措置を講じていきたいというふうに考えておりま
す。

それから、OSについての日本の技術的な水準
でございますが、コンピュータ自体が、アメリ
カにおいて、特にIBMによってほとんど開発さ
れ、それが世界に広がっていったというもので
ございますために、米国がOSの分野でも技術的に
リードしておいたというのには確かだと思いた
す。ただ、通産省としては、従来から、コンピ
ューターの開発と同時に、そういうOSについても世
界に負けないOSができるようにいろいろな助成
策を講じてきておたわけでございすけれど
も、そういうようなことで、各企業の努力それか
ら通産省のそういう助成策と相まって、日本のO
Sレベルも相当なところまでなってきたというふ
うに私も考えております。

○田代富士男君 次に、インテラオペラビリ
ティーに関する考え方を聞きしたいと思いた
すけれども、通信の自由化の以前から、コンピ
ュー

ター、特にいわゆるパソコンにおいては、技術刷
新によりまして工程の低コスト化によりまして、飛
躍的な普及をいたしました。これは御承知のと
おりでございます。それはほとんどがスタンダード
ンでありまして、そこに一つの問題が生じた、い
わゆる互換性の問題がそれでありまして。これは通
信の自由化によりましてさらにクローズアップさ
れてくるし、多種多様な機種間のプロトコルコン
バージョンをいかに解決するのか、また、今後
ハードウェアコンパチビリティ確保の方向転換
をするのか、こういういろいろ、諸点を申し上げ
ましたけれども、これを含んでお答えをいただき
たいと思いたす。

○政府委員(木下博生君) コンピューターがこ
れだけ広く使われるようになり、しかも小型化して
通信回線をつながれて使われるというようにな
りますと、お互いがうまく連絡できるよ
うにならなくては行けないわけでございす。ところ
が、コンピュータ自身、計算のスピードは非
常に速いんですが、ゼロと一の信号、二つの信号
を何しろ速く組み合わせるという形で計算を
しながら処理をしていくという機械でございす
ので、その組み合わせ方がその一つの機械と他の
機械と違っていると、なかなかそれが連絡しにく
いということになるわけでございす。

したがって、通産省といたしましては、コ
ンピューター間のそのような連絡がうまくいくよ
うに、インテラオペラビリティと英語で言っ
ておりますけれども、コンピュータの相互運用基
盤の強化のための研究会を設けて、いろいろ、つ
い先日まで検討を行ってきたわけでございす
が、コンピュータ同士がうまく対話できるよう
にするためには、コンピュータのハード及びソ
フトウェア両方についての標準化をひとつ進める
必要がある。それと同時に、標準化がぐんじが
らめにしてしまふのは非常にまずいので、コン
ピューターとコンピュータとの間がうまく連絡
できるように、コンピュータを使つて一つの情
報を他の情報に変換するということも必要なわけ

でございます。この標準化と変換をうまく組み
合わせて今後進めていく必要があるだろうという
提言が出ておるわけでございす。

ただ、このような標準化、変換等の仕事は、単
に日本の中だけでやっては決してよくないわけで
ございまして、日本の中だけで一つのそういう仕
組みができると、それがまた外国との間でう
ましくないということになってはまずいという
こともございすので、国際的な標準機関がござ
いますので、そういう場で全体としての、世界全
体のコンピュータのそういう標準化の問題も同
時並行的にやっていく必要がある。また、そうい
う標準化を進める、インテラオペラビリティを
進めていくためには、技術開発も必要でござい
すので、技術開発も並行的に進めながら、国際的
にも話し合いをしながら、こういう問題を解決し
ていくということが重要だと考えております。

○田代富士男君 いかなる情報ネットワークにあ
りまして、単に情報通信ができるというだけで
は足りないんじゃないかと思いたす。それ以上に
質、量ともに充実した情報を提供することのでき
るデータベースがあつてこそ生きてくるのではな
いかと思つてございす。

そこで、我が国のデータベースの現状はどう
であるのか、こういう問題については日本より進
んでいる米国との比較をしてどうなのかというこ
とをお答えをいたしたいと思いたす。

○政府委員(木下博生君) コンピューターを扱
つて、大量の情報をお互いに連絡しながらやっ
ていく社会が情報化社会でございす。そのために
は、情報のもととなるデータというのが十分蓄積
されておく必要があるわけでございす。

それで、今先生御指摘のデータベースの問題で
ございす。データベースにつきましましては、ソ
フトウェアがアメリカに対しておくれである以上
に、日本のデータベースというのをおくれている
という状況でございまして、日本でもいろいろな
種類のデータベースが使われております。特に科
学技術の分野においてもデータベースが使われて

おりますが、そのうちの八割はアメリカでつく
られたデータベースということでございまして、ア
メリカはもう六〇年代からコンピュータのデー
タベースの作成に国及び企業両方が力を入れてき
ておたわけでございまして、日本としては相当
のおくれを示しておるということが言えようかと
思いたす。

○田代富士男君 ただいまも御答弁がございました
とおり、我が国の利用可能なデータベースの八
割が外国製である、こういう実情でございま
して、今後の我が国におけるデータベース構築の促
進のために、これは通産省として力を入れていか
なくちゃならないと思いたす。どういふ施策を
考えていらっしゃるのか、お答えをいたしたい
と思いたす。

○政府委員(木下博生君) 通産省といたしまして
は、従来からデータベースの充実が施策重要だ
というところで、例えば民間データベースの育成振
興を図るため、データベース台帳というものを
つくつて、皆さんにそういうものを示しているとい
うようなこともやっておりますし、また政府部内
全体といたしましては、政府機関においてつく
られた各種のデータを政府のデータベースとして構
築をしていく必要があるだろうということで、公
的データベースの充実についての必要性が各省庁
で認識されるようになってきております。

通産省といたしましては、昨年四月、産業構造
審議会情報産業部に情報提供サービス振興小委
員会というものを設置して検討を進めておりま
すけれども、ソフトウェアと同時に、それ以上に今
後はデータベースの対策に力を入れていく必要が
あるだろうと思いたす。ソフトウェアと同じよう
にデータベースも非常に人手がかかる問題でござ
いますので、人手をかけるために、また生産性の
面あるいは供給の面でネットワークが出てくるとい
うようなことがないよう、技術開発を含めていろ
いろと検討をしていきたいと考えております。

○田代富士男君 今私、現状をいろいろ問題ご
とに分けて、ずっと質問をしてまいりました。大

臣もずっとお聞きいただいたかと思ひますけれども、そこで、産業界におきまます情報化の進展に伴ひまして企業間格差が拡大することが考えられるわけでございまして、このような状況にありまして、今日連携指針を作成するに当たつての基本方針が出されたわけでございまして、この基本方針を改めてひとつ大臣からお答えいただきたいと思います。

特に、この本改正案の第三条の二について具体的に説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 産業における情報化の問題は、企業内から企業間システムの本格的展開を遂げていくとする段階でございまして、これが効果的かつ開かれた形で進むためには、帳票それからコードなどのビジネスプロトコルの不統一、それからソフトウェアコストの増大などが大きなネックになっております。これらの課題は、放置すればするほど国民経済的損失を大きくするのみならず、解決を困難にするという性格がございまして。

こうしたような課題への対応は、基本的には民間事業者の努力により行われるものでございまして、必ずしもそのみでは円滑に進まない場合も考えられますために、主務大臣がソフトな指針を策定をして、業界のコンセンサスの形成を促進させることが必要である、このように考えておるところでございまして。

○田代富士男君 そこでこのような指針を策定し、いわゆるビジネスプロトコルの標準化を進めるに当たりまして、業種間の対応の違いによりましてさまざまな問題が予想されるのではないかと思ひますけれども、そういうところ、今後の見通しはいかがですか。

○政府委員(木下博生君) 従来からビジネスプロトコルの統一という問題については、幾つかの業界において非常に熱心にその対応策を検討してきておるわけでございまして。

それで、その検討の結果をいろいろ伺つておりますと、その業種だけでは必ずしも十分に対応で

きないんで、その関連分野のところと共同してやりたいというところもどうしても出てきておるわけでございまして。

したがひまして、そのような自主的なプロトコルの統一の作業というようにことごとくまいければよろしいわけでございましてけれども、必ずしもどうもうまくいかない、といひますのは、どうしても一つの業種におきましては、お互いに競争し合つていく企業が協力していく必要があるというやうなことになるので、なかなか意見の統一が図られないというやうな問題があるようございまして。したがひまして、この三条の二において連携指針というものをつくつて、ソフトな指導を行つていくというふうなことにいたしましたのは、やはりそれぞれの分野における主務大臣が一つの考え方を示してやつた方が、企業全体がうまく話し合ひでそういう問題を解決していくことができやういだらうというふうな考えからでございまして。

○田代富士男君 それと、心配な点は、この企業間の情報ネットワーク構築、普及によつて、半面企業活動の、何といひますか、脆弱性といひますか、そういうものを増大されることも心配されるわけでございまして。例へて言へば、現実起こりました先日の世田谷の電話線火災などはその予兆ではないかと思ひわけでございまして、この点に對するお考えはいかがでございましてか。

○政府委員(木下博生君) 企業間情報ネットワークの進展は、企業活動の合理化あるいは競争の活性化をもたらすという意味で、プラスの面もございまして、また一方、今先生御指摘のやうに、一つのシステムがどこかでおかしい形になつて全体が動かなくなつたときの影響も、それだけ大きくなつてくるというやうなこともございまして。

それからまた、企業間で情報もそれぞれ動きやすくなるわけでございまして、いろいろな意味で、企業秘密的なものまでがほかの企業に伝わつていく可能性も出てくるというやうな問題もあるわけでございまして。

する施策を講ずる必要があるというところで、電子計算機システム安全対策基準というやうなもの昭和五十二年から設けられて、いわゆる行政指導の形でそういう基準をできるだけ各企業に使つていただくやうにし、あのような大きなシステムダウンが起らないやうにやつてきておるわけでございまして、ただ単なる行政ベースのやういう基準を示すだけで、果たしてこういう安全対策が十分かという点がございまして、私どもとしては、関係各官庁と相談しながら、もう少し立法化を含めて内容のある対策を必要かどうかを研究しようと思ひておるところでございまして。

○田代富士男君 それともう一つは、三条の二の二項に明記されたおりに、この関連の中小企業への影響が心配であります。例へばある下請会社で複数の関連上位取引先があつて、プロトコルが違つた場合どうなるのか、その下請会社は、御承知のとおり、複数の端末伝票コードの使用を余儀なくされるわけなんです。そうしますと、多大な負担がそこにかかつてくるわけなんです。このやうな事態の生じないやうに、この指針策定に当たり配慮していかなくちゃならないと思ひますけれども、ともすればこれは後で気がつくことにもなりかねないのですが、そういうところはいかがですか。

○政府委員(木下博生君) 先生御指摘のやうに、中小企業にこういう情報化のいろいろな作業の負担がしわ寄せされるというおそれというのは十分あるわけでございまして。

ただ、私どもがここで考えておりました連携利用指針と申しますのは、むしろその一つの下請企業にいろいろな親企業から別々の形で注文が来る、別々のプロトコルを使つて注文が来るのをできるだけ統一した形にすれば、それだけ下請中小企業にとつても負担が減るわけでございまして、むしろこういう連携利用の指針をつくつて標準化が進めば、中小企業にも好影響が出てくるという面もあるわけでございまして。ただ、その一方で情報システムが通信回線によつてつながつて

しまふということ、経営力の弱い中小企業がその中に組み込まれてしまつて、いろいろとその負担を強いられるというおそれも十分あるわけでございまして、この第二項に書いてございましてやうに、連携指針をつくり、あるいはつくつていくときには十分に中小企業に配慮しようということを明記したわけでございまして。

○田代富士男君 同条の三項の「関係審議会」は、どのようなものを考えられているのかお答えいただきたいと同時に、委員の選任の基準はどうするの。その場合、今も御質問申し上げましたおりに、この中小企業関係の意見を十分に反映できる委員の選任をやるべきだと思ひますけれども、この点どうでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 「関係審議会」と書いてございまして、これは主務大臣がそれぞれの事業分野について指針をつくるというところでございまして、それぞれの関係する省庁における一番適切な審議会を使つていくというやうな意味で、こういう形で書いてございましてわけでございまして、したがつて、指針がそれぞれの事業分野における電子計算機の効果的かつ適切な連携利用を促進するためのものであることから、当該事業の分野の情報化の現状や将来の展望について十分な認識を有するやうな意見が出るやうな審議会をうまく使つていきたいというふうな考えでおります。

「理事前田勲男君退席、委員長着席」それで、当然のことではございまして、その際、その審議会の委員には、中小企業者の方々の問題も十分に理解し、その意見が反映できる方々を入れ、一方に偏つた指針がでないやうに審議会を運営していきたいと思ひております。

○田代富士男君 次に、このソフトウェアアクライスへの対応の中で、ソフト開発の生産性、信頼性の向上を図るための切り札といたしまして、御承知のとおりシグマシステムを提唱されておりますけれども、この概要を御説明いただきました。

それと同時に、このシステムの完成時の効果をどの程度に見ていらっしゃるのか。またアメリカカギにおきます同様の計画、スターズ等が、諸外国のプロジェクトとシグマ計画とを比較してどういうふうに思っているのかあわせてお答えいただけます。

○政府委員(木下博生君) ソフトウェアの生産を自動化し、生産性を向上させていくという計画として、通産省はいわゆるシグマシステムというものを考えたわけでございまして、そのための予算案を六十年年度予算として産投会計からいただくことになっておるわけでございます。

これは先ほど御説明申し上げましたように、ソフトウェアの需給ギャップというのはますます今後高まっていく、広がっていくということ、ソフトウェアクライシスということをよく言われておるわけでございますが、それに対処しまして手作業の域にあるソフトウェアの生産をできるだけコンピュータを使って自動化していくというようなシステムを、日本全体の一つのシステムとして構築していくというのがこのシグマシステムでございます。したがって、情報処理振興と、事業協会にそのようなシステムをつくるために、五カ年計画でまずそういう各種のプログラムの作成をやり、データベースセンタを置いていくというものでございまして、総事業費は約二百五十億円、それで六十年度の事業費は産投会計出資二十億円を含めまして三十億円ということで考えております。

具体的には、電算機を利用いたしまして、プログラムの作成を効率化するためのプログラム、といますのは、一つはプログラムの部品みたいなものをたくさんそろえておく。それからもう一つは、でき上がったプログラムをいろいろテストしてチェックして、品質のいいものにしていくためのプログラムもまた備えておく、いずれもそれを振興事業協会に備えておきまして、オンラインで各ソフトウェア生産企業、あるいはコンピューター生産企業から、そのオンラインによってそ

いうプログラムをうまく利用していただくという
ような仕組みのものでございます。それと同時に、
プログラム作成を効率化するための情報を情報
処理振興事業協会の中に備えておくというよう
な事業も一緒にやろうと考えております。

それで、五年間でそのような事業をやりました場合に、私どもとして期待しておりますのは、ソフトウェアの生産作業を大幅に自動化いたしましたで、現在十数%である自動化率を八割ぐらいまで持っていく、それによってソフトウェアの生産性を四倍ぐらいまで上げていくということでございます。これだけですべてのソフトウェア需給ギャップの問題が解決できるとは思いません。先ほど申し上げましたように、汎用プログラムの利用というように同時にやっていく必要があるわけですが、それによってソフトウェア需給ギャップの緩和には相当の効果があるのではないかと、いうふうに考えております。

それで、日本で進めようとしておりますこのシグマ計画にちょうど対応する計画がアメリカやヨーロッパでも進められておりまして、アメリカにおきましては、国防省がスターズ計画というものを総額七百五十億円かけてやろうとしております。それからEC諸国においてはエスプリ計画というものを千三百億円ぐらいかけてやろうというようなものでございますが、そのソフトウエアの生産を手作業に依存して大変な問題になっているという点は、各国共通した問題でございますので、共通して技術レベルの向上等を進め、自動化を進めていくということでございます。これらの計画を、その子細にわたってどの点が違うかということとはなかなか比較しにくい問題でございます。ただ概括的に申し上げますと、我が国の計画は、どちらかと言うと実用的性格が強いということが言えるのではないかと思います。

○田代富士男君 シグマシステムにおいては、ただいまも御説明がありましたとおり、梓のない高効率のソフトをモデル化したしまして、集積して不特定多数のものがこれを高度利用していくと

いうことでございますけれども、その場合、私はこの前の委員会でもいろいろ御質問申し上げましたんですが、不特定多数のものの使用というのは著作権法上問題はないのかということでございますけれども、この点はどうでございますか。

○政府委員(木下博生君) 今回の法律の修正案でも、二十八条に四号、五号、六号というのを設けまして、先ほどのシグマ計画の事業を行えるように、情報処理振興事業協会の業務を拡大しているわけでございますが、その五号にも、「対価を支払い、その利用に関する権利を取得すること。」ということが書いてございますし、六号では、「プログラム及び」先ほど申し上げました「プログラムの作成の効率化に資する情報を、対価を得て、提供すること。」というようなことになっております。

それで、コンピュータプログラムの問題につきましては、先生御指摘のように、先日この委員会の場で、著作権法でそれを当面対処するという問題について御説明を申し上げたわけでございまして、今、文化庁の方で法律を提案されて、近く審議が始まるというふうに聞いております。

このシグマシステムによるプログラムの利用というのは、不特定多数のユーザが利用するという形でございますけれども、ユーザとそれから協会との間では効率化プログラムに関する著作権等の権利関係を明確にいたしまして、情報処理振興事業協会が権利を取得する場合、あるいはユーザに利用させる場合には、個々に契約を締結いたしますして、そのような著作権法上の問題が生ずることのないようにしたいというふうに考えております。

○田代富士男君 では、もう時間が参つたよう
でございますから、最後に村田通産大臣にお尋ね
しますけれども、一貫して今質問してまいつたとお
りに、我が国におきます高度情報化社会の構築は
ようやく端緒についたばかりでありますし、今、
私いろいろな問題を取り上げて指摘をしましたよ
うに、さまざまな問題が抱えられていることは事

実でございます。この原動力とも言うべき一般産業が健全な形で情報化を進めるための推進力としての通産省の決意をお聞きたいと思ひます。

それよりも私が心配するのは、今も指摘しました中小零細企業が高度情報化の落ちこぼれとならないために、きめ細かな配慮をしていかなくちやならないと思ひますし、こういうことも含めて大臣のお答えを聞きたいと思ひます。

○國務大臣(村田敏次郎君) 先ほど来田代委員の御質疑つぶさに承りました。

情報化は、産業、社会の活力の維持、活性化に貢献するばかりでなく、国民生活全体の向上をもたらすものでございまして、健全な高度情報化社会の実現は極めて現下重要な課題であるというふうに認識をしております。我が国の健全な情報化を図っていく上で責任を有する通産省といたしましては、情報化関連施策の一層の充実を図り、高度情報化社会の実現に向けて鋭意努力をしてまいり所存でございます。

その際、委員御指摘になりました情報化による便益が、中小企業者に対しても十分均てんすることとなるよう、つぶさな配慮、きめ細かな配慮を
してまいる所存でございます。

○市川正一君 法案審議に先だちまして、一言大臣にお伺いしたいのでありますが、よろしゅうございますか。

実は十五年前に、一九七〇年の四月のことです。死者七十九名、重軽傷者四百二十名を出しました大阪天六のガス爆発事故の公判で、きのう、工事を請け負った鉄建建設、それから施工主の大阪市交通局、大阪ガスの三者の共同責任を指摘した判決がありました。この判決を、ガス事業を所管される通産大臣としてどう受けとめていらっしゃるのか、所見をお伺いしたいのです。

○國務大臣(村田敬次郎君) 市川委員御指摘の、昨日裁判の公判がございました大阪地裁刑事三部の判決でございますが、今回の判決内容につきましては、実は御承知のように国は訴訟当事者では

ございませんでコメントをする立場にございせん。

しかし、通産行政といたしましては、この爆発事故を教訓として、地下鉄工事など他工事に伴うガス事故を防止するために、ガス事業法の規定に基づきまして、露出した導管の防護の技術基準の整備、工事関係者間の協議、打ち合わせの強化の指導と保安工事に係る責任体制の明確化、ガス事業者による巡回、立ち会い等の強化など、抜本的な対策を講じてきていますとございます。

今後ともガス事業者の指導監督等を通じてましてガス保安の確保に万全を期してまいりたいと、このように考えておるところであります。

○市川正一君　そこで、そういう立場から、通産省としての今後の対策について伺いたいのであります。この大事故の後、例えば七九年の八月には静岡の駅前のゴールデン街で事故が起りましたし、きのうの報道によりますと、通産省の資源エネルギー庁の曾我部ガス保安課長の談話によりますと、工事業によるガス漏れなどのトラブルが年間五千件を超えている、こう報ぜられております。

私は、今大臣がおっしゃったんですが、こういう状況に対してやはり事故防止の具体的対策を一段と強化する必要があると思うんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

○政府委員(柴田益男君)　ただいま市川先生から、最近のガス事故の数字についてうちの曾我部課長の発言の引用がございましたけれども、確かに細かい事故は出ておるわけでございましてけれども、いわゆる導管の事故というより大きな事故につきましては、統計上も十年間で半減しておりますまして、五十八年度で申しますと五十一件でございまして、かつて四十六年当時百二十九件でございました。そういうことで、導管の供給関係の事故も減っておりますし、あるいは他工事に伴う事故も大幅に、半分以上に減ってきているところでございます。

今後の対策といたしましては、従来からいろいろ

る通達等でいろいろ他工事に伴う事故防止について十分にガス事業者を指導してきたところでございまして、今回の天六ガス爆発事故については、特に露出した導管の防護の技術基準の整備あるいは既に所要の対策を講じてきたところとございましてけれども、今後とも一層事故が起らないように指導してまいりたい、そういうふうに考えているところでございまして。

○市川正一君　やはり細かい事故が、アリの穴ではありませんが、大きな事故に広がっていく前兆としても、決して、柴田さんはそういう意味でおっしゃったのではないと思うんですが、私に軽視してはならぬと思うんですね。

関連してもう一問だけ伺いたいのは、静岡駅前の事故などもあって、地下街の新増設については原則禁止の措置がずっと続いていると思うのであります。最近通産省の委託調査を受けてJAPIC、日本プロジェクト産業協議会が銀座再開発構想なるものを発表しています。これによりまして、銀座に非常に広域な地下街をつくるというふうな銀座再開発計画が織り込まれておるのであります。こういう計画について通産省としてはどういうふうな認識をお持ちなのか、特にこういうガス事故の続発といいますが、非常に危険性が強まっている際に、所見を承りたいのであります。

○政府委員(柴田益男君)　地下街の開発につきましては、いろいろ現在勉強中というところでございまして、防災対策面については今後十全の措置をとってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○市川正一君　勉強中ということとは、地下街の新増設については原則禁止ということとは踏まえての意味ですね。

○政府委員(山本幸助君)　ただいま勉強中と申し上げましたのは、JAPICの計画は現在勉強中の段階ということでございます。

先生御指摘になりましたように、地下街につきましてガスの関係で言いますれば、原則増設禁止

となっております。ただ、今回JAPICでいろいろ計画を練っておられますので、その計画を見ながら、保安については十分そのときに考えていきたい、こういうことでございまして。

○市川正一君　私繰返して、天六のきのうの判決、それから静岡等々、そして年間、大小合わせでですけれども五千件という状況のもとにおけるこの銀座再開発、東京大改造については慎重な対応をされることを強く要望いたしますが、そういう立場で勉強中といいますが、対応されることには間違いございませんか。

○政府委員(柴田益男君)　お説の方向で慎重に対応してまいりたいと思っております。

○市川正一君　この問題については以上でございまして、それから引き取って結構でございます。大臣並びに木下局長も待たせたいと思います。法案に入っていくと思います。木下さんワンマンショーみたいにつつと大変でございます。

本法案について、通産省の基本的な考え方でありまして、言うならば情報処理に対する基本法というふうな位置づけをなさっているように私案議院の議事録もずっと、特に木下局長の答弁を伺いながら、また大臣の冒頭のいろんな御発言を伺いながら理解しているんですが、ではそういうものになっているのかどうかということから伺いたいたいであります。

現行の情報処理振興事業協会等に関する法律は、言うまでもなく今からちょうど十五年前であります。その審議に当たって、ここに当時の会議録を持ってきたら、ここに我が党は、情報処理技術の量、質ともに拡大というものが我が国経済及び科学技術など国民生活の各分野に広範かつ多岐にわたって重大な影響を及ぼすであろう。その運用いかんによつては国家権力の支配の道具としても利用されかねないし、アメリカと日本の大企業による搾取と収奪の有効な手段としても利用されかねないし、さらには場合によっては軍事目的にも利用されるおそれもあると。さらにその導入によつて、例えば失業とか配置転換とか、あるいは労働強化、あるいは肉体的な面だけでなしに精神的な面にも影響もあるだろうということを指摘した上で、次のような四つの基本的立場から、情報処理技術の研究、開発、利用の方向を提示いたしました。

要約的に申しますと、第一は国民の利益に役立つプログラムの重点の開発、第二はその成果の自由で安価な利用と民主的な管理と運営、第三は基本的人権の尊重、第四にはアメリカへの従属ではなく、自主的、民主的、総合的な情報処理技術の研究、開発、利用と、自主、平等、互恵の国際交流の四点を私ども提示いたしました。この十五年間、事態の推移は、もちろんいろんな積極的成果もありまして、同時に我が党が危惧した事態が、單なるおそれではなしに、現実のいろんな形であらわれている面もあると私は考えます。

そこで、政府は本法の改正に当たりまして、この十五年間の実績、これをどういうふうにかつ括し、また評価をなすつていらっしゃるのか、その点からまずお聞かせ願いたいのであります。

○國務大臣(村田敬次郎君)　基本的な問題についてまず申し上げますが、委員が御指摘になったように本法が制定をされました昭和四十五年、我が国の情報化といふのは広範かつ急速な進展を見せておりますが、このような情報化の進展に伴い、今日の我が国の経済社会は、ソフトウェアの需給ギャップの一層の深刻化、より効率的で開かれた情報化の促進等、従来とは異なった新たな課題に直面をしております。これは委員が御指摘になった四つの点といふところの共通をしておる問題があるかと思ひますが、このような課題にたいしては、まず第一に、電子計算機の連携利用に関する指針の策定、ソフトウェア生産工業化システムの構築、運営等にかかる情報処理振興事業協会の業務の拡充等に関する所要の規定を整備する。そういったしまして、改正後の内容に合わせて、題名も「情報処理の促進に関する法律」と改めたわけでございまして。

基本的には、非常にこの十五年の間に世界の広がりというのがさらに大きく進展を遂げてまいりまして、情報化時代——インフォメーションエイジ、あるいは電子工学時代——エレクトロニクスエイジ、さらに宇宙時代——スペースエイジというの、これは通信衛星等も考えてみますと、今の広がり地球のなだらかなり、宇宙的な広がりにも及んでおるわけでございまして、こうしたいろいろな事態に対応するの、この法律が情報基本法であるかどうかという問題についてはいろいろ考え方もあると思いますが、現在考えられるいろいろなさういった客観的な事態を整理をいたしまして、情報進展のために考えましたのが今回のこの法改正の趣旨だと、このように考えております。

○市川正一君 今大臣おっしゃったわけでありまして、また歴代通産大臣が一九七二年と七六年と八一年の三回にわたって、電子計算機利用高度化計画を策定なさっていらつしやる。しかし、これらを拝見しますと、また今大臣の御答弁を拝聴いたしますと、言うならば、私が先ほど提起いたしました情報処理技術の四原則とも言うべき基本問題について問題点を追及するといえますか、総括なすつたような痕跡が残念ながら見当たらないのであります。

そこで、一般論でなしに、具体的な問題として各論的にお伺いしたいのであります。まず「電子計算機の連携利用に関する指針」であります。追加される第三条の二で、主務大臣が所管業種について連携指針を定めることになっておりますが、そのねらいは一体何なのかという問題なんです。当該事業分野の事業者が経営の効率化を図る上で連携利用が有効であると考へれば、あえて指針などなくても自発的に利用は進むはずだと思ふんです。それをあえてお決めになるのは一体どうしてなのかという疑問がわくんですが、なぜですか。

○政府委員(木下博生君) 企業間でコンピュータの利用が急速に進んでおるわけでございまして、

が、従来は企業の内部でコンピュータ利用が進んでいったものが、企業間でお互いにコンピュータをつなげて取引をより効率的にやるというものが進んできております。ところが、その個々の企業でコンピュータを利用する場合に、その企業としての一つのシステムをつくり上げ、コンピュータの使い方もそれによって決めるわけでございまして、取引をしている相手方の企業は、もしそれが商社であればその企業との間で、その企業の持つていっているシステムを利用していかなくちやいかぬということになります。

ところが、その商社の場合には、ほかの企業とも取引をしておりますので、そのほかの企業と取引する場合に、そのほかの企業のシステムあるいはプログラムあるいはプロトコルを使つていかなくちやいけないうことになって、取引の関係が広がれば広がるほど複数のシステムが入り組むような感じになってまいりまして、社会全体、産業全体としてのコンピュータの利用が相当むだを生じておるわけです。したがって、関係の企業の間でその間のむだをなくして、できるだけビジネスプロトコルならプロトコルを統一するという動きが出てきております。

先生おっしゃいますように、それが自主的に進んでいけばそれでよろしいわけですが、関係企業はお互いに競争し合っている企業でございまして、自分のところでつくり上げてしまったシステムであればそれをほかの企業にも使わせようとするというふうなことで、なかなかお互いに協調し合うことが難しいということになります。で、それを防ぎ、全体としてのコンピュータの利用を効率化するために、主務大臣が一つのソフトな指針を示して、それによって皆さんどうぞ話し合つていったらどうですかというふうな形で進める方が、より有効にそういふ話し合いが進んでいくと考へたからこういう規定を置いたわけでございます。

○市川正一君 今木下さんも自主的に進むのが望ましいと、なかなかそうならぬと、だから、強制

的とは絶対におっしゃってはいないんだけれども、その指針の決め方によっては特定の事業者とか特定の電算機メーカーが有利になりかねぬのですね。これは後でお伺いしますが、業界再編成はこの側面から推進していくというメリットも役割も果たし兼ねないというふうに思ふんですが、そういう懸念から申しますと、第一項で指針に定める事項として利用の態様、実施の方法、それから配慮事項、三つの要件が挙がっておりますけれども、その具体的内容は一体どういふことを考えていらつしやるんですか。

○政府委員(木下博生君) 先ほど申し上げましたように、指針をつくり出すときには、当然取引関係上弱い立場にある中小企業等が過重な負担を余儀なくされないよう、それから特定の事業者の利益にならないよう、中立公正な立場からそういう連携利用が進むようにすべきだということでの主務大臣の指針をつくっていくわけでございまして、その場合に、今御質問の点についてお答え申し上げますと、まず「連携して行う電子計算機の利用の態様」といいますのは、複数の事業者が互いに連携して電子計算機を利用する場合の事業者間の連携の仕方ということ、具体的にはインターオペラビリティを確保した複数の企業間情報処理システムの形成、あるいは共同情報処理センター、共同データベースの構築、運営、こういうものが入ると思ひます。

それから、「実施の方法」ということについて御説明申し上げますと、定められた利用の態様を実際に実施していくための望ましい方法ということ、具体的には帳票、コード類、ビジネスプロトコルの共通化に関する事項とか、共同情報処理センター、共同情報データベースの構築、運営のための業界のコンセンサス形成の方法、そういうものが入ると思ひます。

それから、「実施に当たつて配慮すべき事項」といふのは、具体的には企業間システムを構築、運営する場合における中小企業等、特定の事業者への過重な投資負担の回避、あるいはシステム

への参加の不当な制限、価格等に関する情報の授受等による競争阻害の回避というような点が考へられます。

○市川正一君 それでは伺いますが、この通産省所管業種で、指針を定める必要がある業種にはどんなものがあるんですか。また、産産法ですね、特定産業構造改善臨時措置法の指定業種などとの関連はどうなるのか。それから、通産省所管以外で指針の対象となり得るものがあるとすればどういふものがあるのか、以上三点。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今日、高度情報化社会の実現に向けて、産業、社会、生活など各分野において情報化の活発な進展が見られますが、当面情報化の中で中心的な役割を果たす産業分野におきましては、企業内システムから企業間システムの本格的な構築という新たな段階へと展開を遂げつつあるというふうな考へております。現在通産省におきましては、繊維、セメント、家電など、所管の各業種につきましまして、情報化の望ましい方向とその円滑な対応のあり方を中心に情報化の促進に関する種々の問題を検討しておるところでございます。

今後通産省といたしましては、こうした成果をも踏まえまして、また関係審議会等の意見を十分聞きながら、必要かつ適切な事業の分野について連携指針を策定する考へでございまして、他の点につきましては木下局長からお答えを申し上げます。

○政府委員(木下博生君) 二番目の御質問の産産法との関係でございますが、直接の関係はないというところで私も考へております。

それから、他省所管業種につきましましては、例えば不動産業あるいは運輸業、こういうようなものが考へられるかと思ひます。

○市川正一君 産産法と関係ないとおっしゃいますが、実際それに適用される業種ですね、その場合には、産産法それ自体の影響と、それから今度のこの連携利用による影響と、その双方から、そこで働く労働者や関連中小企業に私は影響が二重

次に、効率化プログラム、いわゆるシグマシステムの開発ですが、開発体制についてお伺いいたします。

参加企業、これはA T TそれからN T T、ソフトウェア企業と聞いておりますが、その企業名、これらの企業の選定基準と参加のさせ方、開発を具体的に進めるための仕組みと体制などについて簡潔にお聞かせ願いたい。

○政府委員(木下博生君) まだ予算が通ったばかりでございますし、法律はこうやって御審議いただいている段階でございますので、具体的にどのような企業が参加するかというところは決まっております。ただ、私もどなたも申し上げては、できるだけ日本におけるソフトウェア企業、コンピュータ関連メーカー等を含めて、非常に広い範囲で参加していただくことを希望しております。

したがって、希望している企業の中には、N T T等も含まれますし、またソフトウェア関係の開発の中小企業の方々にも入っていただきたいということで考えております。

それで、A T Tの御質問がございましたが、これはA T Tという企業まで直接参加していただくことにするのか、あるいはA T Tの持つておりますU N I Xというソフトウェアを使うだけになるのか、この点はまだ今後の同社との協議によるところでございます。

それから、シグマシステムの開発体制でございますが……

○市川正一君 失礼しました。何の協議ですか。

○政府委員(木下博生君) 参加してもらいかどうかについて今後協議するマターで、まだはっきり決まっております。

○市川正一君 協議というのはどこのこと。

○政府委員(木下博生君) A T Tでございます。

○市川正一君 A T Tとそれからどこと。I P Aと。

○政府委員(木下博生君) 協議する間はI P AとA T Tでございます。

それから、シグマシステムの開発体制でございますが、情報処理振興事業協会の中にシグマシステム開発本部というようなものを置きまして、民間から二十名か二十五名程度の技術者の方に入っ

ていただいて、そこで基本設計、それからシグマシステムの進捗管理、総合調整等を行うようにしたいと考えておりますし、そのほかにシグマシステム開発委員会というような名前の諮問委員会を設置しまして、学識経験者等によって全体の開発についていろいろ基本的な中立的な立場から意見を述べていただくというようなことを考えております。また、その下に技術委員会や運営委員会等を置いて、広く民主的な形で物事を進めていきたいと考えております。

○市川正一君 今の答弁にもありましたA T TのU N I X、O Sを導入する、今後協議するとおっしゃいましたけれども、その方向に事態が進んでいるようでありますが、U N I Xはアメリカで開発されたO Sであります。日本にそのまま適用する上でのいろいろな問題があるというふうにも聞いておりますけれども、U N I Xの長所と短所をどう見てらっしゃるかお聞かせ願いたい。

○政府委員(木下博生君) U N I Xはアメリカで開発されたものではございますが、非常に広く各種のコンピュータに使われておりまして、日本でもそのU N I Xを使ってコンピュータを動かしているところが多々あるわけでございます。

長所といたしましては、一つはU N I Xがソフトウェア開発に極めて適した、いわゆる会話型処理機能、柔軟なファイル構造等を有しているという点が一つ。それから二番目に、U N I Xが多量の種類のコンピュータに対する高い移植性を保持しているという点。それから三番目に、U N I Xが世界各国で利用されておまして、ソフトウェア開発のための各種のツールの蓄積が多いということが言えます。

それから、短所といたしましては、当然のことでございますが、日本語処理機能がないということ、ファイル保護機能が弱いということ、通信機能が弱いというようなことが挙げられますが、これらは十分改善し得る性質の短所だというふうに聞いております。

○市川正一君 そこで、このシグマシステムにU N I Xでなければならぬといういわば積極的というか、根拠ということになつてくるんでありますが、というのはこの情報処理関係の専門家、スベンチャリストなんか聞いても、日本にその技術がないわけじゃない、しかるべき体制をとれば可能であるという見解を少なからず聞きます。アメリカとのソフトウェアギャップを埋めるとするならば、日本のいわば技術で挑戦するというのも、これは決して狭量なナショナリズムというふうな意味でなしに、私は一つの考え方だし、一つの方法だと思ふんでありますが、そういうことを含めて政府の評価、政府としてのお考え方を伺いたいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) コンピューターの世界は非常に国際的な状況になつてきているということはもう先生御承知のとおりでございます。アメリカで開発されたI B M等のコンピュータが使われ、I B Mのソフトウェアが日本で使われているという状況もございまして、また日本がコンピュータをアメリカに売つてそれで使っているというふうな状況で、お互いに交流が非常に盛んになつてきておるわけでございます。したがって私どもは世界で使われておりますソフトウェアの中で、一番こういうシグマシステムをつくっていくのに適したものを探そうということ、一つの方法としてU N I Xを考えているわけでございます。先ほど申し上げましたように各種の利点があります。

ただ、そのU N I Xというソフトウェアをそのまま使っていくわけではございませんで、当然それは我々のプロジェクトに合ったように改善していくわけでございます。私どもとしては、すべての技術について全部日本で賄っていくというふうなことじゃなくて、むしろソフトウェアギャップというものは国際的な問題でございますので、非常に広く世界的な見地から一番いい方法でコンピュータソフトウェアの生産性の向上を図っていくべきだということで、これを一つの有力な方法

として考えているわけでございます。

○市川正一君 同時に言えば、国内の技術で挑戦するといふ一つの重要な方法も私はあり得るというところをぜひ政府としても銘記していただきたい、こういうふうな思ひます。

そこで、シグマシステムが完成した後のことでありますけれども、これが完成すると、端末をソフトウェア会社やあるいは電算機ユーザーにおいて容易に、また安価にプログラムの作成ができることになるのでありますが、そうしますと、現在ソフトウェアを専門につくつていられるいわゆるソフトウェアハウスですね、ソフトウェアハウスなどはその存在基盤がなくなつてしまふということになると思ふんですが、この点はどうか考えていらつしやいますか。

○政府委員(木下博生君) 現在ソフトウェア関係の技術者の数が非常に不足をいたしまして、ソフトウェアハウスというふうなものもほとんど地方に事業所を持つていって、地方で技術者を集めて仕事をしているというふうなこともやっておりますし、最近の一部を海外に下請に出して、ソフトウェアの開発をやっているというふうな状況でございまして、技術者が少ないために各ソフトウェア企業とも二年分三年分の注文を抱えているというふうな状況でございまして……

私どもが一番懸念しますのは、そのような状況で、供給が追いつかないために情報化全体のスピードが停滞してしまうというところを一番恐れているわけでございます。そのような需給ギャップを解消するために生産性の向上を図っていくというところを考えたわけでございます。したがって、もしこのシステムができれば、生産性が上がるというところはそれだけコストも安くできるというところがございますので、単に大きなコンピュータメーカーあるいはソフトウェアのユーザーだけがこういうものを利用するというのではなく、ソフトウェア会社自身も利用していくこ

とになるんだらうというふうに考えております。そういうようなことをやって初めて需給ギャップ等が少し縮まってくるのではないかと、そういうような感じを我々は持っております。でございます。

それと、もう一つ付け加えて申し上げたい点は、このようなシグマシステムを進めることによりまして、ソフトウェアの品質を向上していきたいということでございます。ソフトウェアにもいいものの、悪いものがございまして、しよつちゅういろいろとミスが出てくるというようなものがあるのは困るわけでございまして、今回のシステムは、そういうミスをできるだけ少なくするようなソフトウェアをたくさん持つて、でき上がったソフトウェアをチェックするということも考えておりますので、品質の高いプログラムをソフトウェア会社も大いにつくっていただけることにはなれないかというふうに考えておる次第でございます。

○市川正一君 余りにも私は楽観的に過ぎると思うんです。

今のことに関連してお聞きしたいのは、第二十八条の第八号で、電算機のユーザー企業の中にある技術者の養成資金について新たにIPAが債務保証を行うことになったのでありますが、私はそこまで面倒を見る必要があるかどうか、むしろソフトウェア企業との矛盾を深めはしないかという点を懸念いたしますが、この点はどうかですか。

○政府委員(木下博生君) コンピューターソフトウェアは、単にソフトウェアのメーカーだけではなくて、ユーザーの方においてもそのためにたくさんの人を使ってお守り等をやっておるわけでございます。したがって、ソフトウェア技術者の需要は単にメーカーサイドだけじゃなくて、ユーザーサイドにもあるわけでございまして、ユーザーサイドにおいて優秀な技術者がたくさんいることにより、使っておりますコンピュータプログラムがうまく使われるということが非常に重要になってきておりますが、そのユーザーサイドで

技術者を養成するための費用を銀行から借りる際に、IPAで債務保証しようというものでございまして、そのユーザーサイドの中には、特に債務保証してもらおうような企業の中には中小企業がたいていいるわけでございまして、そういう財務力の弱い中小企業の対策として我々は考えております。

しかし、こういうような対策で技術者を養成いたしたとしても、根本的にはソフトウェアの供給が足りない状況でございまして、ソフトウェアメーカーの方に圧迫が加わるというようなことには全くなないと私どもは考えております。

○市川正一君 それは、やっぱりハンディキャップをますます大きくする措置だというふうに言わざるを得ません。

最後の問題は、この分野を下から支えている技術者、労働者の問題であります。

ここに持ってきてまいりました労働者の職業安定局の資料であります。派遣労働の実態調査によりますと、男子では一日八時間から十二時間以上の労働時間の割合が八二・五％にも達しております。また、電算機、電算機関連労働組合協議会の資料では月間二百時間を超える時間外労働になっております。そのために年齢的限界があつて、三十五歳未満で圧倒的な労働者がやめていく、労働時間や仕事の指示も派遣先で行われるものが七割前後という実態をあらわしております。こういう中で休暇がとりにくい、労働組合がない、人間関係の苦勞などさまざまな悩みを持っておるんであります。私は通産省としても、ソフトウェア業界を支えているこういう労働者、技術者の実態を調査して、打てる対策は積極的にとるという立場に立たれるべきだと思つております。この点はいかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 今御指摘のように、ソフトウェアメーカーは最近非常に多量の注文を抱えてこなし切れないう状況になっております。そのために人をふやしたいと思つてもなかなか人を見つかることもできないという状況でございまして、今

おっしゃったように、超過勤務が少し長くなつていふというふうなケースというのでも出てきていふのは、そのような状況ではないだろうかというふうな感じがするわけでございまして。

しかし、私どももいたしましては、まあそのような状況の中で、そこで働く従業員の方々が労働環境をよくし、それで長い間そういう企業で働くことができるように持っていかなければいかぬというところを考慮しております。今のようにならざるを得ない状況でございまして、今のようにいわれる手作業でコンピュータのディスプレイを前に見ながら作業をするというふうな状況でやっているとくじやなくて、むしろこういう形で生産性向上することによって作業の負担を和らげていく、それで将来は、そういう人たちは経験を積んでいけばもっと高度の仕事に従事することができるようになるというふうな形に持っていきたいと考えているわけでございまして、私どもとしては、そういう従業員対策という意味も含めてこのような施策を進めていきたいと思います。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後に、ただいまの問題と関連しますが、実際に、じゃ将来そうなるまでの現実の問題として、ハイテクストレスという言葉がはやっておりますけれども、FA化あるいはOA化された端末の処理をする労働者というのは、本当に肉体的な面だけでなしに、精神的にいろいろな障害があらわれているわけですね。そういうコンピュータなんか、いろいろな形で家庭まで持ち込まれることによって、子供たちにもその影響が今や広がろうとしているという点で、この問題は単に通産省だけの問題ではありませぬけれども、やっぱり例えば労働者の交代制の問題、労働時間の短縮の問題、そして同時に医学的にもいろいろな新しい未知の問題が出てくるわけでございまして、私は通産大臣がこういう問題についてイニシアチブをとられて、そして政府として総合的に抜本的な対策をやはり今とらなければ、大きな社会問題になるということを強調したいんでありますが、こういう点で通産大臣としての決意を承つて質問を結びたいと思つてい

○国務大臣(村田敬次郎君) マスメディアの進展ということと人間の生活感覚というものの乖離という問題だと思つて、大変重要な御指摘だと思つたので、実態をよく調査していただいで対応したいと存じます。

○井上計君 最初に大臣に伺いますけれども、今筑波で開催をされておる科学技術博覧会、大臣はもうごらんになりましたか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 実は出席をいたしたす日に、国会の関係で出席をストップされました、まだ見させていただいてないんでございまして。

○井上計君 局長はいかがですか。

○政府委員(木下博生君) 同じ状況でまだ伺っておりません。

○井上計君 実は私、開会式にお招きをいただきまして参りました。時間の関係で二、三のバビリオンを見ただけでありますけれども、見た感じを率直に申し上げますと、技術の進歩といふか革新、まことに驚くべきものがあると思つた。このように高度化技術社会あるいは高度情報化社会がますます進んでいくと、果たして二十一世紀どころか五年先どうなるんであらうかと、このような感じを持ちます。

私は特にメカに弱い方でありまして、いまだにテレビがスイッチを入れれば映るものだと思つていましてけれども、実際にどうやってテレビが映っているのか全くわからぬ方で、実は全く技術面では弱いんですが、市川委員なんか自分で商売がえしてプログラマーになつてもやっていると、非常に高度な技術感覚をお持ちですけれども、私なんかそのような気持ちから、あれを見まして、近い将来どこまで未来社会といふんですか、高度の技術社会になってくると、生きていくこと自体が苦痛になるのではなからうかと、実はそんな感じがしたんです。専門家は別でありますけれども、私以外にもそういうふうな、私と同様に技術に暗い国民が実は相当いるのではなからうか。したがって、そういうふうな人たちが、私を含めてい

わは高度技術化社会の落ちこぼれが相当国民の間に
出てくるんではなからうか、こういう感じが大き
変したわけなんです。

これらについてどのような対策を講ずるかとい
うのは、私はやはり通産省の責任だと、また通産
省の指導というものがますますそういう面でもこ
の高度化技術を進めていくために起る、そうい
うふうな派生する問題についてもやはり通産省の
責任、また行政指導という面が今後ますます重要
になってくるんではなからうかというふうなこと
を感じたわけですが、そのような点につきま
して大臣はどのようにお考えでありますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 非常にパラドクシカ
ルなお答えをまず申し上げようと思ひますのは、
昔私どもが読みました本に、堀保己一という大變
偉い学者がおりまして、「番町で目明きめくらに
道を聞き」というたしか俳句があったと思うので
ございますが、高度情報化社会というものが進む
につれて、先ほども市川委員が御指摘になりました
が、ハイテク病と申しますか、そういうったよう
な障害が起るというふうな御指摘がありました
が、私は本当にこれは笑えない感じがいたすので
ございます。

しかし幾らすぐれたコンピュータができたし
ても、それをつくった人間にまさるコンピュ
ターはないわけでございます、人間というの
は、例え話のように申し上げますれば、神様のつ
くった最高の傑作だ、だから人間が幾らロボット
をつくり、コンピュータをつくっても、人間を
超える機械ができるわけがない、そこでひとつマ
スメディアの整理を人間自身がしっかりやらな
きゃならないんじゃないかという、こういう私は
一種の哲学を持っておるわけでございます。

本論に返りまして、従来電子計算機を初めとす
る情報関連の機器は、産業分野を中心としたごく
限られた分野で、専門の技術者を中心とした限ら
れた人々によって利用されてきたわけございま
す。今後は情報処理技術の進歩を背景といたしま
して、その利用形態も、従来の単体としての利用

から、通信回線などを通じてシステム化、ネット
ワーク化されるなど、高度かつ多様な利用形態に
進展するとともに、利用領域も産業だけでなく
て、社会だとか一般家庭だとか、そういうところ
に拡大していくものと考えております。

私としては、健全な情報化社会を形成していく
上で極めて重要なことは、情報化による便益を、
専門家だけでなく国民一人一人が享受し得るよう
にしていこうとにある、こういうふうな認識をい
たしておりました、このような観点から高度情報
化社会の円滑な実現を図りますために、専門家以
外の方々がいよいよ機器等を供給するための技
術開発を進めていく、それからまた関係の大臣と
も連携を図りながら、国民の情報化に対する正し
い認識を涵養するための教育、情報化月間などの
広報活動を推進するなど、パブリックアクセスタ
ンスの形成に努めてまいるといふ所存でございま
して、言うなればマスメディアに対して人間自身
がしっかりしなきゃいけない時期がきた。という
人間回復というものを大いに考えていくべきだ
と、こう思っております。

○井上計君 十二分にお考えになっていただい
ているようでありますけれども、これらの問題は、
やはり予期しない、そのような派生する問題がま
ずす今後増大するであろうということが予測さ
れますので、今大臣に御所見を伺いましたけれ
ども、さらに一層そういう面についての配慮、い
わば高度化技術をさらに進めていくことについて
の対策と、進めるに伴って当然起る、いわば先
ほど申し上げたような落ちこぼれ対策も、あわせ
てひとつお考えをいただくことがますます重要であ
ろうと、こう思っています。

先ほど来、もう同僚委員の御質問でもほとんど
具体的な問題が尽くしてあります。人材の養成
の問題あるいは系列化されることによつての中小
企業の問題、いろいろ出尽くしておりますが、そ
れらも含めてそのような点をひとつお考えをいた
だきたいというふうに思っています。

それから次に、これもやはりお答えの中に先ほ
どから出ておりますけれども、企業間システムの
進展によつて系列化が強化される。これはもう当
然起ることだと思ひます。先ほど来やはり質問
に出ておりますけれども、中小企業と大企業との
情報格差といひますか、これまたこれが相当大き
な予期せざるような問題も起きてくるんではな
からうかというふうに思ひます。

この情報化フイーバーと言われる中で、若干古
い資料ですが、五十八年の十二月調査で
は、大企業のコンピュータ導入率が八八%ある
にかかわらず、中小企業は導入率がまだ二八%程
度の低率である。それから通産省のアンケート調
査でも、下請企業のうち情報化の急速な進展に対
して非常に不安を持っておるといふ企業が全体の
四分の一以上あるというふうなことを考えます
と、情報化社会の中でますます不利になっていく
中小企業、特に小零細企業というものが非常に多
いんではないかというふうな思ふんですが、これ
は中小企業対策ではあります、あわせてこのよ
うな情報化対策という中で、局長いろいろとお考
えになっておるようでありますけれども、先ほど
来の同僚委員の質問と若干重複する点もあります
けれども、ひとつお考えをお聞かせをいただき
たい、こう思ひます。

○政府委員(木下博生君) 産業の情報化の進展
は、企業活動の一層の合理化あるいは競争の活発
化をもたらすという積極的に評価すべき側面があ
る一方で、御指摘のように、中小企業における
情報化が大企業に比しておくれをとるといふ可能
性があるのは、まさにおっしゃるとおりでござい
ます。情報化による大企業と中小企業との情報化
格差が経営力格差という形になって、今でさえ経
営力の弱い中小企業がますます差を広げられる
ということになるのは、決して好ましいことではな
いと私は考えております。

そのような意味で、コンピュータがせっかく
非常に安くなってきたわけでございます、今先
生御指摘のように、もう少しみんなが使いやすい
ものにすべきじゃないかというふうなことでござ
います。

いいますが、そういうようなことをやっていけば、
むしろコンピュータというものは中小企業あるい
は各家庭においてもどんどん使われるようなこと
になってくるというふうなことでございします。

そういうことでございしますけれども、現実には
そのような格差が起るおそれがあるわけございま
すので、中小企業が自主的に情報化への対応を
進めることができませんよう、引き続き財政的支援
を行っていくとともに、この御提案を申し上げま
した本法律の運用に当たりまして、連携指針に
ついては、ビジネスプロトコルを含めたインター
オペラビリティを確保するといふようなこと
で、中小企業が取引上弱い立場にならないよう、
また過重な負担を余儀なくされないよう考慮して
いきたいというふうなことを考えております。た
だ、コンピュータ自身がほとんど通信回線を通
じて利用されるようになりますと、それを利用
できない形ではますます中小企業がおくれをとる
わけでございますし、利用できやすいように持つ
ていくためには、むしろこのような連携利用指針
というふうなもので一産業分野全体が同じような
り方でやっていくということが非常に重要だとい
うような感じしております。

また、今回御提案申し上げました法律案の中
で、情報処理振興事業協会の業務の拡大を考
えておりますが、その一つとして共同情報処理シ
ステム開発のための低利融資事業というのを考
えておりますけれども、私どもとしては低利融資が必
要だと考えますのは、そういうシステムをつくり
上げるのにリスクが非常に高いといふことと同時
に、そういうシステムの中に加わる中小企業者の
負担をできるだけ低めていくというふうなことで
ございしますので、そういうような制度を一層活用
しながら政策を進めていきたいと思つてございま
すし、シグマシステムにつきましても、先ほど来私
どもが御説明申し上げておりますように、中小企
業者がよりよく使いやすいような形で中小企
業者のソフトウェアの開発の生産性の向上にも役
立てるようしていきたいというふうに考えてお

ります。

また、中小企業庁におきましては、従来から情報化対策というのは非常に重点を置いて進めておりますが、今後ますますそういう方向でいゝんな施策を講じておりますので、そういう施策を通じて中小企業のコンピュータ利用率が大企業と肩を並べることができるようになるよう持っていきたいと考えております。

○井上計君　なお、これまで先ほど来質問がかなり出ておりますけれども、また御答弁の中にありました、情報関係技術者の絶対数が現在既に不足をしておる、また将来さらに不足する可能性が大であるということがあります。そこでその技術者の養成ということをお考えのサイドあるいは通産省の枠内だけをお考えになったのではなかな、特に中小企業にまでこのような技術者の確保ということは非常に困難だと思つておる。

そこで、文部省、これはもう国全体の政策になつてくると思つておられます、仮に普通高校あたり、あるいは既に中学校あたりで、ある程度基礎知識を修得できるような教育も今後やはり必要になつてくるのではなからうか。そうすることに、そのような中学卒業あるいは普通高校卒業生でも情報技術者としての基礎ができておれば、これらの者が社会に出て中小企業等に対する就職、その中小企業の技術者等々の不足の緩和あるいは充足にかなり役立つのではなからうかというふうにも感じらるんですが、そのような他省庁に對して、この技術者養成等々についてさらに横の連絡をとりながら、国の大きな政策課題として持つていかれるというふうなことをお考えはどうか。

○政府委員(木下博生君)　今先生御指摘になりましたように、情報関連の技術者というのは非常に数が少なくなつておまして、大きなコンピュータメーカーであります、千人以上の大学卒の人を毎年採用するというようなことをやっております。

また、中小企業の方々がなかなかそういう大学卒の技術者を採用することができないという状況になつてきております。したがつて私どもは、根本的にこういう問題を解決するためには、各種の教育というか、通産省がやるような教育助成あるいは研修制度というのにも必要でございますけれども、それ以上に、今先生御指摘ございましたように、学校教育の面からそれを考えていく必要があるだろうと考えております。

御承知のように、アメリカあたりでは、小中学校に相当のコンピュータが置かれておりました、みんなが使えるようにしようとしておりますし、フランスなんかでも、コンピュータ教育を政府が音頭をとつて、小中学校で大量のものを使つていこうというふうな計画が進んでおるやに聞いております。

それに比べて日本の場合にはまだ大分おくれしております。もちろんコンピュータが好きなお子供たちは、勝手に秋葉原等で遊んでおるわけでございますけれども、やはりコンピュータ教育というのは、単にゲームソフトを買つてきて、そのソフトでゲームをして遊ぶということだけではなくて、コンピュータ自身を動かすために、自分でプログラムをつくつてみるというふうなことをやつていく必要があるわけでございます。そういうふうなことに小中学校から親しむということが、結局コンピュータを扱える人のベースを非常に広げるということになるわけでございますので、そういう意味で、私どもも文部省に、小中学校からのコンピュータ教育について取り組んでいただくようにいろいろお願いしておりますし、文部省も現在はそういう方向でいろいろ検討しておられるようでございます。

それから、労働省におきましても、職業訓練というふうなところでコンピュータ関係のそういうコースをふやすというふうなことを考えておられるようでございますので、各方面にわたつてそういう施策を進めて、長期的に技術者の不足が解消されるように持つていきたいと考えております。

ます。

○井上計君　大変結構です。ぜひそのような方向を強く進めていただくことが絶対必要だというふうに感じます。

今局長の御答弁の中にありましたけれども、労働省でそのような技術者の養成といふますか、そのようなお話がありました。ところで、この法案の中に、「情報処理技術者試験を行なう。」ということがありますが、労働省が行つておる例の技能検定制度がありますね。今後労働省の行つておる技能検定制度と、このような情報処理技術者試験というふうなものが重複するといふますか、そういうふうなダブリが今後やはりふえてくると思つておるんですね。これはこれだけじゃありません。

特に労働省が行つておる現行の技能検定制度については、私は実は相当異論を持つておりました。二十二月の月曜日の決算委員会でもたまたま労働省所管のことをやりますので、そこで私は労働省に對して意見を言つたり、あるいは現行の技能検定制度の見直しを質問を行つておりました。

が、例えて言う、今労働省の行つておる技能検定制度の中には、全く現在の技術社会で必要としない、一つ例を挙げますと、大工さんの技能検定には、かんなでかき削るという技能検定がまだ残つておるんですね。左官の技能検定には、わらを切つて入れて土をこねるような技能検定がまだ残つておるわけですね。実際に全く今使われていないそういう技能検定がまだ依然としてあるんですね。ほかにもたくさんあります、二百幾つかの職種の中でそういうふうな、二十年ぐらゐ前、もう既に十年前に必要でなくなつたものが依然として残つておる。そのようなものを見直すとして、現在の高度技術社会に對するような技能検定に改めるべきであるという提案、質問を私は実はしようと思つておるんです。

そこで、これらの問題と非常に関係が大きくなつてくる、今後重複が非常に多くなつてくると思つておる。したがつて、労働省の行つておるような検定制度あるいは技術者養成等々の整合性といふますか、ダブリをできるだけ整理をしてもらつて、効果のあるようなものにしていただく必要が絶対ある、こんなふうに思つておりますが、当然これは今局長のお話の中でそれらのものをお考えのようでありますから、ぜひこのことはさらに強く御検討いただくように要望しておきます。

それから、そこで技術者の技術の向上に必要な資金というものが今回融資される、あるいは保証されるということになりますね。債務保証とは具体的にはどういふふうな形になるんですか、また、具体的にどのようなものを対象とされるのか、これをちょっとお伺いいたします。

○政府委員(木下博生君)　今回の改正で、情報処理振興事業協会の業務拡大の一つとして、「債務保証」について一つの項目を入れておるわけでございますが、現行のソフトウェアの開発等に関する債務保証は、保証範囲が融資額の九五%、保証料が保証元本の〇・七%という格好の条件でやつております。

ただ、保証料が若干高いのではないかとというふうな御批判がありますので、私どもは全体の基金の状況等を見ながら、そういう点も今後検討していきたいと思つておるわけですが、今回の拡充情報処理関係企業以外の企業におけるシステムエンジニア、プログラマー等のプログラム開発に関する業務を行う人たちの技術の向上、研修のための費用を銀行から融資を受けるときにそれに対する債務保証を行おうというものでございまして。

ソフトウェアというのは、単にソフトウェア会社、あるいはコンピュータメーカーがつくるものではなくて、ユーザーの方でソフトウェアをつくり、あるいは内容を充実していくというふうなことをしよつちゅうやつておるわけでございます。ユーザーサイドでもたくさんおるというプログラマーやシステムエンジニアがおりますので、

そういう人たちの教育訓練の費用の融資に対し債務保証を行おうということでございます。ユニザ、メーカー両方の分野での技術者の技能向上をこれで図りたいということでございます。しかし、先ほども申し上げましたけれども、債務保証の条件が若干高いという御批判も受けておりますので、今後この点は少し改善できるかどうかを検討していきたいと考えております。

○井上計君 今の該当するのどこからか、と伺いたいんですが、既に企業によってはそのような技術者の養成にかなりの経費をかけて養成しつつある途中のものがあつた。そのようなものはどうなんですか、融資対象になりますか、どうですか。現実には相当やっている企業がたゞさあるわけですよ。もちろんもう必要に迫られてかなりの経費を投入してやっておるわけですが、だから、これから新しくやるものだけが該当するの、あるいは既にやっておる経過途中のものも該当するの、その点ちょっと伺います。

○政府委員(木下博生君) 技術者の研修のためには、一年とか二年とかという相当長期間をかけて研修をやっておるわけでございますので、今先生御指摘のように、現在既に研修を始めていますというものはあるわけでございます。それでそういうケースにつきましては、今までかかった費用に対して債務保証するということは難しゅうございますが、今後そういう人たちの研修を続けていくために、新たに必要とする資金については債務保証の対象としたいというふうに考えております。

○井上計君 はい、わかりました。

先ほど、これは安全対策についてもやはり田代委員からも詳細にわたって御質問がありました。また御答弁もありましたから、これは私も伺いしようと思つておりましたが、重複しますから省略します。

ただ、局長のお答え中にもありましたけれども、何が起きるかかわらぬというふうな、あるいはそれが起きた場合にどのような影響が起きるか

わからぬ、予測したいようなものがたくさんあると思つて、そこで仮にこういうこともあるんだ。既に実例があるように、銀行の例の受け払いの操作ミスによって、自分では当座残高があると思つておる会社が、銀行のミスによって実はなくつて不渡りになったというふうな、たしか新聞にありましたが、そういう事故があるんですね。これは一つの銀行の例であります。が、それに類したもの、故意によらないで過失によるそういうふうなミス、それによって与える影響、甚大な被害というものは今後やはり発生するおそれがあるんですね。

それを何らかでカバーするようなこと、これは通産省とはまた別の問題だと思つておるけれども、しないといけないというふうなことが起きると思つておる。今のうちに銀行のミスで当座不足になつて不渡りになる。そのために銀行取引停止になつて莫大な信用を損なう、そのために企業が……ということだつてこれは起きるかも知れぬですね。その場合にだれが補償するのか、だれがどうするのかという点については、現在のいろいろな法律あるいは刑法等々に該当しませんが、何にもないわけですね。結局泣き寝入りだ。こういうケースが銀行だけじゃありません、中小企業にやはり発生するおそれがあると思つておる。先ほど来あつたように、下請との問題、あるいは親企業と子会社との間の問題、あるいは子会社相互間の問題、いろいろなことがあると思つておる。そのようなことの何かカバーするよう

な、保護するような対策も必要になつてくると思つておる。その点どのようなことが起きるといふふうに想定されておるのか。

○政府委員(木下博生君) コンピューターの利用が非常に広い範囲で行われることに伴ひまして、既存の法律や商慣行ではうまく処理できない問題というものが非常にふえてきておる。

コンピュータの安全対策もその一つでございます。従来通産省は、行政指導ベースで安全対策基準をつくつて、システムダウン等の問題に

対してできるだけそれに対応できるようにコンピュータシステムづくりを各企業に指導しておつたわけでございますが、今回実は、この法律案の中にそういう安全対策を織り込んだものを考へておつたわけでございますけれども、犯罪防止的観点はどうしても入ってくるということで、これはどうも今回私どもの情報処理振興事業協会等に関する法律の法益とはなじみにくいというふうなこともございまして、それから、公のコンピュータシステムにつきましては、これはあくまでも事業者のコンピュータシステムのことをやつておる法律でございますので、国や地方公共団体の公のコンピュータシステムに対する安全対策というのはなかなか対象となりにくいというふうなこともありまして、一応この法律案からは切り離したわけでございますが、関係各省と協議し、関係各省ともこの問題は非常に重要だという認識においては変わりませんので、次の国会にはぜひ法律案をまとめてやりたいというふうに考えております。

それから、今先生の御指摘になりましたような問題は、今後いろいろコンピュータに関連して出てくるわけでございます。例えば保険の制度で、損害保険で今おっしゃつたような問題をカバーすることもすべてのケースでは可能かどうかわかりませんが、できるわけでございます。保険制度というのは通産省は保険会社と話し合つて五十年代の初めから進めてきておりますけれども、保険料が若干高いというふうなことで余りよく利用されていないというふうなことがありま

す。それから契約約款で、今先生がお話しになつたような、事故等によつて自分の口座の内容が変えられてしまふというふうなときに、どういふふうなそれを救済するかというふうな検討も、通産省の関係の団体である企業活力研究所で研究したりなんかしてございまして、私どもとしては新しくそ

うやつて起つてくる問題について法制面を含めて広く、通産省だけではなくて、関係各省を含めて検討をしていく必要があるだろうというふうな考えております。

○井上計君 わかりました。当然お考えいただきたいので安心いたしました。さらにそれらの点についてひとつ今後とも強力にお進めをいただきたい、こう思います。

時間が若干まだ私残つていますが、先ほどの休憩願つた時間を含めていきますから、最後の質問にします。

先ほど来お話ししたいのでありますけれども、いづれにしても私どもの予期しないようなことまで発展するようないふこと、冒頭申し上げましたけれども、通産行政の担う役割、通産省の責任はますます重大になつてくると思つておる。私かねがね申し上げておりましたけれども、何といつてもこのような変貌激しい時代においては先取りが必要で、特に中小企業にとっては先取りが必要なんです。現実には、中小企業自体の能力では、あらゆる面の先取りは不可能であるということになりますから、やはり通産省が常に先取りをしたそのような政策、そのような指導を民間企業に対して、特に中小企業に対しては大いにひとつ示して、リードをしてあげることがますます重要な時代になつてきた、こう思つておる。これらの点を要望します。それらについて大臣どのような御所見でありますか、お伺いをして、私の質問は終わります。

○国務大臣(村田敬次郎君) 情報化に対する対応という問題は、産業社会の活力の維持、活性化に貢献するばかりでなく、国民生活全体の向上をもたらしものでございまして、健全な高度情報化社会の実現というものがこれからは極めて重要な課題である、こういうふうな認識をしております。

井上委員御指摘のとおり、情報化に係る問題は、広範な分野にわたるものでございまして、細かな対応が要請されているものと思つておる。我が国の健全な情報化を図る上で責任を有する通産大臣といたしまして、本法の適切な運用を図

るとともに、情報化関連施策を一層充実させ、高度情報化社会の実現に向けて鋭意努力してまいり所存でございます。特に中小企業の情報化への対応というものが、極めて大事な、一番根本的な問題であるかと思ひます。御指摘のような意味におきまして、きめ細やかな配慮を、中小企業と情報化の問題についてまいりたい、このように考えております。

○井上計君 ありがとうございます。終わります。

○本平八郎君 私もできるだけ早く質問を切り上げたいと思ひますが、それで実はこれ十、四ぐらい準備してあるんですけども、ほとんどの質問について同僚議員の方に先にいろいろありましたので、もうほとんど残ってないわけです。それで二、三これに従ってちょっとお聞きしたい点があるんです。

まず初めの、IPAの問い三です。これはここに、「特定プログラム普及状況」(五十九年十一月三十日現在)、こうあるわけです。これで見ますと、昭和五十八年、五十九年に普及状況が急激に伸びている。この伸びている原因というのは、パソコン用の普及本数が急激に伸びているという点ですね。パソコンが昭和五十八年、五十九年ぐらいに伸びたということはわかるんですけども、この特定プログラムに関連してパソコンの普及が非常に伸びているという事情、何か特殊な事情があればお聞かせいただきたいんです。

○政府委員(木下博生君) コンピューターの特定プログラムの委託開発及び普及の事業は、四十五年にこの協会ができてからずっと進めてきておるわけですが、その間においてコンピュータープログラムをつくる会社の技術力も非常に高まってきたということで、初期に比べ、最近開発される汎用プログラムの普及状況は比較的改善されてよくなっているわけでございます。その中で一つだけ際立って普及度合いが高いのは、今先生御指摘のパソコン用のグラフィックを出す機能を持ったプログラムでございます。これだけ

が一万本以上売れたということでございます。

コンピュータのプログラムというのは、将来起こる需要を見込んであらかじめつくるわけでございますから、できたものが、できがよくてみんなに受け入れられれば一遍にたくさん売れるというふうなもので、若干石油の探鉱みたいな感じはあるわけでございますけれども、この件は非常によく売れて、したがって開発費用よりかはるかに大きな金額の収入があったというものでございす。これだけが非常に大きくて、あとは百数十本というのが次のランクのものだったと思ひますけれども、そのような形で、徐々にコンピュータプログラムというのは、汎用プログラムの普及が、こういうような事業が浸透することによって広がってきているというように言えると思ひます。

特にパソコンについては、毎年倍々ゲームというふうな形で生産がふえ、設置台数がふえてきておりますので、それに合ったプログラムというのは今後大いに開発、普及の可能性が高いというところと言えらると思ひます。

○本平八郎君 やはり使われているのは中小企業だと思ひますけれども、その中小企業をさらに分けまして、零細企業と中小企業というふうに分けますと、やはり零細企業の方なんですか。

○政府委員(木下博生君) 私どものところで、ちょっとユーザーサイドの統計が手元にございせんものですからよくわかりませんが、ソフトウェアの開発されたもので内容を見ますと、特定の種類のいろいろな事業を対象としたものがありす。例えば管工事業、原価システムとか、新聞販売店経営合理化管理システムというふうなもので、そのシステム自身が中小企業者向けのものではなかったものがございすので、こういうものを利用している中小企業も最近非常にふえてきているというふうに思ひますが、ちょっと零細企業、中小企業、それから大企業というふうな分類での統計はございせんので、その点はお許しただきたいと思ひます。

○本平八郎君 私の了解しているのは、そういうどちらかといえば零細、今までコンピュータに余り縁のなかったところに急激に広まっていっている。これは売り込みの方が、いわゆるソフトウェアハウスというか、コンピュータの売り込むセールスの方が、その企業向けの、今先ほどのパイプ工事ならパイプ工事、新聞販売店なら新聞販売店のソフトウェアをパソコンに組み込んで、パソコン込みにして売り込んでいっている。したがって、向こうの方は、先ほどのテレビと同じで、スイッチを入れれば後さつと出てくるというふうな、非常にそういうまい売り方をしているわけですね。

私は、今後ともそういう中小企業にこういうものを普及していくには、やはりそういう売り方が必要なんじゃないかと思ひますが、通産省としてはそういう売り方についてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。要するに、中小企業の、企業の方に使えよとか、いろいろこういうプログラムがあるからということよりも、そういうコンピュータを売る方にやられた方が効果的じゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(木下博生君) 従来コンピュータは、コンピュータメーカーが売るときに、今先生おっしゃいましたように、その需要先のニーズに合ったソフトウェアをつくって、そのコンピュータメーカーが機械と一緒に売り、あるいはレンタルするというような形式が非常に多かったわけでございます。

ところが、これはアメリカでも同じだったわけですが、アメリカは非常に早い時点でアンバンドリングというんですけれども、ソフトウェアの販売とそれから機械の販売とを分けた販売のやり方をやり始めたわけでございます。日本の場合には、比較的最近の時点までメーカーがつくって、ソフトウェアと一緒に込みで売られるような格好でやっておったわけですが、これは今先生おっしゃったような利点もある反面、逆にコンピュータというのはどんどん進んでまいります

ので、五年たつと同じ性能のコンピュータの値段が随分安くなる。それからまた、同じ値段であれば性能がずっと高くなるというふうなことで、コンピュータを入れかえる必要が出てくるわけですが、そのときに企業によっては、コンピュータ自身はそのまま置いておいて、ソフトウェアさえ変えればよいものを、コンピュータメーカーがこの機械もソフトも古くなったからまた新しくかえましょうというふうなことで、かえってユーザー側の負担になるようなケースもふえてきております。

私どもは、むしろそのコンピュータ、ハードウェアはハードウェアで販売し、それからソフトウェアはソフトウェアで販売するというアメリカ型の流通形態の方が、よりユーザーにとっても、それから業界全体にとっても、近代的な姿になるんではないかというふうな感じがしておりますので、そういうような形で今後ソフトだけの販売が進むという形に持っていきたいと思っております。特に、小型のコンピュータ、あるいはパソコンについては、そういう形の使い方が今後非常にふえてくるんではないかと思っております。

○本平八郎君 私その意見には同感なんです。それで、特に大企業の場合は、ハードとソフトを完全に分けてコントロールできる力あると思ひます。ただ、私は今の段階ではやはり中小企業といえますか、もっと零細企業ですね、先ほどの新聞販売店のような、そういうところにはむしろいいソフト、安いソフトを供給することよりも、コンピュータを入れさせることの方が非常に中小企業対策としては第一段階としては必要じゃないか。その次の段階は、先ほどのようにハードを置いておいてソフトを入れかえる。したがって通産省が三年先、五年先のことを考えておやりになつておられるというところは、私非常にアプリーニイトするわけですが、現実には、そういう現実の面と将来の面とギャップがあるというところは、私そういうふうに思ひますので、ぜひ今後とも研究していただきたいと思ひます。

それで、このIPAについて、最後の問い五で
すね、私これは一般論として非常に申し上げたい
んですけれども、ここに書いてある問いをそのま
ま読みますと、「本協会は、昭和四十五年」十月
一日ですか、「に設立されており、その後、情報
化をめぐる環境は変化している。協会事業は、現
在の社会的要請に合ったものとなっているか。」と
いうことなんですけれども、これは一般論として
なんですけれども、こういう協会というのは往々
にしても役目が終わっていても、なおかつずつ
と存続させている。存続しているから、何か仕事
やらせなきゃいかぬというふうな悪循環を起す
ケースが非常に多いわけですね。これももう十五
年たっているわけですね。こういう協会とかこう
いう機関というのは、十五年もあれば大体所期の
目的というのは達してしまふんじゃないか。それ
が役割が終わっているのに、なおかつあるから何
かやらなきゃいかぬからというので、次から次
から仕事を考えるというふうなことがあると思う
んですね。それで、その辺でこのIPAというの
は大丈夫なんですか。その辺ちょっとお聞
きたいんです。

○国務大臣(村田敬次郎君) 本委員のおっしゃ
るような場合もそれは世の中にあるんでございま
すが、IPAの場合には逆でございまして、こ
れからなんです。協会は情報処理の振興を図ると
いうことで、プログラムの開発とか、利用の促
進とか、情報処理サービス業者等に対する助成
に関する業務を行うことを目的としております。

近年の情報化の急速な進展とともに、協会事業
を取り巻く環境は変化を遂げておりまして、ソ
フトウェアライシスに対応するといったような
いろいろな意味で、協会事業もかような変化に
応じて内容の重点を動かしながら対応してきたこ
ろでございまして、現在の協会事業は、現時点の
社会的ニーズに即応したものと考えておりまし
て、これからやるべきことがたくさんございま
すので、よろしくお願ひしたいと思います。

○本平八郎君 そういう趣旨なら非常に結構だ

と思いますんで、ぜひ前向きにやっていただきた
いと思うんですね。

ただ、やっぱり今後ともお考えいただきたいの
は、やっぱりそのときに本当に必要なものだけを
やる。それで、もう、ちょっと陳腐化したものとか
古くなったものを思い切って捨てるということ
ですね。スクラップ・アンド・ビルドみたいな考
え方がぜひ必要だと思ふんですね。そうしないと、
古いもので足引っ張られて、肝心のことが不十分
になるということだってあると思ふんですね。

ちょっとIPAに関する質問はそれで終わら
して、次にシグマシステムについてですが、この
間六ですね、これはもう先ほどからいろいろ同
僚委員から質問が何回もありましたので、一応省
きまして、ただ一つだけ、このシグマシステムに
ついて、私一般論なんですけれども、どうもお役
所がやられることは、開発の方には非常に熱心だ
けれども、例えば売るとか、利用の範囲を広げる
とか、普及させるとかというふうなことはどう
も従来非常に弱いんですね。このシグマ計画、これ
については開発された後どういうふうな積極的
に普及させようとしていたか、その辺の意気込み
みたいなものをちょっとお聞きしたいんです。

○政府委員(木下博生君) 従来、情報処理振興事
業協会がやっておりました事業については、今本
先生のお話のように、要らないものは捨て、新
しいものをどんどん取り入れていくということ
で、やっていきたいと思っておりますが、その中で、
新しいものの一つとしてこのシグマ計画というも
のを考えたわけでございまして。

これに関連するプログラムの開発については、
一部既に生産性の向上というところで、個々のプロ
ジェクトごとにソフトウェアの開発等も従来から
行ってきたりしておりますけれども、今度はそういうも
のを全部集大成したしまして、一つの大きなソフ
トウェア生産自動化システムをつくり上げるため
に、二百五十億円の資金を要するわけでございま
すが、これは産投会計からの出資ということござ

いますので、当然その資金を入れて開発した事業
については、事業自身が十分に収益性の上がるも
のに持っていく必要があるわけでございまして、
それで今先生がおっしゃいましたように、それが
うまく売れていくように考えていかなくちゃいか
ぬ。そのためには、まず開発の段階から、どうい
う格好にすれば売れていくかというのを十分頭
に置いてやっていく必要があるだろうと考えてお
りますので、私もこういう新しい事業に参加
するのには、むしろ役人の頭で考えるよりも、そ
ういう事業を従来やった方々の知恵を入れて、そ
う方々にむしろリーダーシップをとっていただい
てやっていく必要があるだろうと思っております。

それで一つのシステムがでさう上りまして、後
オンラインによって、各ソフトウェアメーカー等
がそのソフトウェアをつくるときに、この協会に
ありますいろいろなプログラムを利用していただく
わけでございまして、その際利用に応じて代金を
取っていくと、使用料を取っていくという形で収
入事業にしていこうということを考えておりま
す。したがって、それを使用することによっ
て、使用する側においては生産性が上がってコス
トを下げられると。コストを下げられる分に見合
い、あるいはコストを下げられる分よりも少ない
費用をうまく協会が徴収する形で、協会も収入に
なるし、使う企業も、それを使うことによってむ
しろ大幅にコストが下げられるというように形に
持っていくように料金設定をし、料金設定をする
ことによって多大の利用者を確保していくという
ことが必要だろうと思ひます。

そのためには、単に料金面だけではなくて、そ
ういうシステム自身が非常に使いやすいもので、
どのようなコンピュータを使ってもそれが使っ
ていけるようなようなものに持つていく必要があ
りますので、そういう意味での技術開発的要素も
ありますが、今先生御指摘になりましたように、
できるだけ商売をやった方々の経験を参考にし
て、その方々のリーダーシップのもとにこういう
事業を進めていきたいと考えております。

○本平八郎君 ぜひそういうふうに、売るとい
う方向に注意を向けていただきたいと思いますわけ
です。

それで次に、問七に関連してまずちょっと先
にお伺ひしたいのは、現在ソフトウェアライシス
というのが言われていますけれども、これは世界
共通の悩みだというふうに認識しているわけ
けれども、現在日米のこの格差ですね、それは大
体何年分ぐらいあるんですかね。おわかりになる
範囲で結構ですけれども。

○政府委員(木下博生君) なかなか年月で格差を
考えるというところは難しいことではございま
すけれども、汎用ソフトウェアの利用率というよう
なところでいいますと、日本は、先ほど御説明
いたしました、一〇%程度で、アメリカは六〇%
ぐらいになっているというふうなことでございま
す。そういうのがソフトウェアの技術格差を
あらわしているということもありますし、ソフ
トウェアのそのマーケットにおけるユーザー、そ
れからメーカーのソフトウェアに対する認識の度
合いもあらわしているわけではございまして、そ
ういう点考えて、まだまだ私はハードウェアに
比べてソフトウェアの方が格差が大きいという
ふうに考えております。それを五年というのか、十年
というのかという点はなかなか難しいところで
ございまして、何とも申し上げられませんが

○本平八郎君 私もそのくらいの差はあるん
じゃないかと思ふんですね。ただ日本人の習性
として、こういうキャッチアップということにな
ると、目標があるとどんどんどんどん追いついて
くわけですね。やっぱりもう逆に、五、六年でそ
の格差を解消しちゃうんじゃないかと思ふんで
すね。

そこで、この問七にあります「シグマシステム
による生産工程の効率化」という言葉が出てく
るんですね。この言葉を見た途端に非常に嫌な感
じがするのは、また日本は効率化をしようと、これは
当然のことなんですけれども、逆に、日本がそれ

私はそれはいいと思うんですよ。どんどんやりゃいいんで、やらないやつが悪いんだと思ひますけれども、今は大臣、非常に苦勞されておるようなそういう状況ですから、それで特に今のこのIPAを中心にして、シグマシステムを通産省の主導あるいは政府がリードしてやるということになりますと、また日本株式会社だというふうなことになつてくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどういうふうにお考えになつていますかね、ちょっと御所見お伺ひしたいんですがね。

○政府委員(木下博生君) アメリカの商務省が、昨年の十二月に世界のソフトウエア産業をまとめた報告書を出したわけでございますが、それを読みますと、世界におけるソフトウエアの生産の六割から七割ぐらひはアメリカが占めているということで、圧倒的にアメリカがそのソフトウエアの分野において大きな地位を占めているということとを、半分誇りを含めながら記述しているわけでございます。その中で、今後もまだアメリカはますます強くなっていくだろうということを書いているのですが、ただ、遠い将来においては、また日本がこの分野においても追いついてくるのではなからうかということもまた書いております。

そういう認識がアメリカにあるだろうと思いますが、それでその報告書の中に、一つだけ日本のソフトウェアというか、プログラムの特色として、ソフトウェアをつくるときのツールとなるプログラムについての開発というのは、日本は一生懸命やっているというようなことを書いておるわけでございますが、そのツールのプログラムの開発というようなものが、今後この生産工程の効率化の場合に非常に役に立ってくるわけでございます。そういう意味で、日本がまた追いついてく

ただこのソフトウエアクライシスという問題は、単に日本だけの問題じゃございませんで、アメリカにおいては古くから叫ばれていたことでございまして、アメリカにおいても同じようにコンピュータのソフトウエアの生産性を上げるために大いに努力しなくちゃならぬという意識を各方面で持っております。したがって、私どもは決して日本のソフトウエアの開発の生産性を上げるということのためにだけこれをやるのではなくて、こういう効率化の成果が上がったら、むしろそういうものはアメリカやヨーロッパにもうまく使ってもらおうというようなことで、世界全体がこの生産性の向上のために努力していく一環でこれを

やっていくというような考え方で進めたい。したがって、こういうプロジェクトにもし外国系企業が参加したいということであれば、大いにそういう人々たちも受け入れていきたいというふうに考えております。

○木本平八郎君 実はそのお答えをまず聞きたかったわけです。

それで、要するに私は、このソフトウェアの問題は第二の自動車だと思っんですね。かつて昭和三十年ごろ、まさか日本がアメリカの自動車業界を圧倒できるなんてだれも考えなかった。ところが、私まさにアメリカも自信持っていると思うんですね、現在は。しかし、もうこれは時間の間

題だということを考えますので、今局長がおっしゃったような、そういうアプローチの仕方がやっぱり必要なんじゃないかと思うわけですね。

したがって、この問題について、特許法のとくも申し上げましたけれども、日本が中心になって、少し犠牲を払って世界のソフトウェアギャップを埋めていくんだということで、ODAみたいな考え方でやっぱり取り組む必要があるんじゃないかと思うんですね。だから、こっちで開発したもの、それは国内に対する対価は別にして、外

先ほど木下局長からもお答えをされたわけですが、例えばシグマ計画について米国のAT—アメリカ電信電話会社、それからまた西独のGMD—数学データ処理研究所から協力の申し入れがあったわけですね。通産省としては今後全体の開発体制を勘案しながら、これらの参加協力の申し入れについて検討をすることとしておりまして、まだ参加を決定したわけじゃありません。

ただ今御指摘のように、各先進国がハイテク分野で緊密な技術協力を行うということは極めて有意義でございますし、特に最近の日米通商関係の動向などに配慮をいたしますと、現在の段階ではアメリカが六割以上、日本が約三割というんですが、今後一層その重要性が痛感されるところでございます。したがって、シグマ計画は、先進

各国共通の深刻な課題であるソフトウェアの需給ギャップを打開することを目的とするものでございまして、国際協力のもとに実施するのになさわしいと。そういうった意味で、今本委員が見通しを述べられたようなことも、確かに現実には合った点があるかと思えます。米国などから参加の申し入れがございまして、こういった点について、今申し上げたような観点から積極的に検討をしましてまいりたい、このように考えております。

○木本平八郎君　それと同時に、先進国とのつき合ひも大事なんですが、やっぱり発展途上国に対して、彼らも今後どんどんコンピュータを入れてくるわけですね。そのときにやはりソフトウェアを供給してやると、これは全く先ほどのODDAの考え方に立ってやらなければいかぬと思うわけですね。その点はぜひ御考慮いただくとして、先ほど井上委員からありましたけれども、この労働力の問題に関連して、それから今技術者が非常に

これの開発でいろいろな国内では手を打っておられるんですけれども、私の一つのアイデアとして、ASEAN諸国ですね、特にNICsと言われる中進国、これはもうアジアにたくさんあるわけですね。そういうところというのは、割合に教育程度その他が進んでいるんですけれども、工業生産がまだ追いつかない。ああいうところには少し余裕があるんじゃないかと思うんですね、そういう少しハイレベルの労働力が。そういうのを教える。教えることによって、そこでそのプログラムニングを下請させるわけですね。それで、我々買うと。そうすると、貿易アンバランスの解消にもなるわけですね、我々が買うわけですから。そういうことをやるのを、これは民間にやれと言ったって、面倒くさいからやらないとか、採算の問題ありますけれども。政府として、やっぱり貿易黒字の問題なんか関連で考えていただく余地はないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 現在、日本の技術者不足というのは非常に深刻になっておりまして、日本の大都市圏だけじゃなくて、地方都市においてもソフトウエア会社が事業所を設けて仕事をしているということがございますが、それと同時に、既に今先生おっしゃったような動きを一部のソフトウエア会社がやっておりますで、中国とか、あるいはフィリピンとか、そういうところの人たちにソフトウエアをつくるのを教育した上で、そういうところにいわゆる下請みたいな形で仕事を一部お願いしているというようなものもあるようでございます。ただ、私どもとしては、単にそういう下請関係で各地の労働力を使っていくというのとよりも、今先生おっしゃいましたように、NICS諸国が情報処理産業を興して、それをひとり立ちさせていくというように協力をしていく必要もあろうという感じがございます。

現実、今国際協力事業団では、シンガポールとの間にソフトウエアの技術協力についての話し

合いをセンターを設けてやっておりまして、シンガポールは、非常に熱心にそういうコンピュータ技術者、ソフトウェア技術者の育成をやっておられるようです。したがって、私も、私どもとしては、そういう分野におきまして、その新しい分野の技術協力ということで大いに前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○木本平八郎君 それに関連して、私は、前に東欧圏との取引、特に向こうの東欧の機械の輸入で、大分苦勞させられて悩まされたんですけれども、買入ものがないわけですね。それで、今いろいろ輸入促進と言われているわけですが、なかなか実際に買入ものがなくて困るわけですね。ところが、私のソフトウェアなんかは、向こうに我が、技術者が行って協力して情報産業をつくって、そこから日本がこういうものを買うというところになると、非常に手取り早いんじゃないかという気がするんですね。ところがコンピュータなんかの關係で、このコンピュータ技術というのは、そういうところへ出しちゃいけないのかどうか、私ちょっと勉強していないんですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(木下博生君) 東欧諸国との關係では、今先生おっしゃいましたように、日本から技術を出すという面では、単に機械類だけではなくて、そういうものを動かす技術についてもチェックが行われております。したがって、すべてのものが自由にお互いに取引が行われるということとはできないかと思えますけれども、ただ、パソコンや何かで使われるような普通のプログラムの作成というふうなものについて協力關係を進めることまでも、全部不可能だということではないと考えております。

○木本平八郎君 ぜひその辺は、やはりOECDなんかと相談していただきまして、なるべくこういう程度のは、ほとんどやれるように、やっぱり東西の緊張緩和にも非常に役に立つと思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

それで次に、連携指針等の問題につきまして、これは開いて、十一、十二に関連して、これについて、現在ビジネスプロトコルですね、企業間のいろいろなシステムを今開発されていますね。それで、例えば帳簿とか、商品コード、コンピュータ処理のファイルフォーマット、それから伝送手順などの統一をいろいろやっておられるというところなんですけれども、連携指針では、具体的にどのようなことを規定されるおつもりなのか、簡単に答えたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(木下博生君) 三条の二で幾つかの項目が書いてございますけれども、その中で、まず「連携して行う電子計算機の利用の態様」というのがございまして、それは、複数の事業者が互いに連携して電子計算機を利用する場合の事業者間の連携の仕方ということでございまして、具体的な連携は、インテラオペラビリティ、相互運用性の確保された複数の企業間の情報処理システムの形成あるいは共同情報処理センターとか共同データベースの構築、運営等がそういう項目として挙げられるかと思えます。

それから第二番目に、「その実施の方法」という点は、今先生御指摘ありましたような点でございまして、具体的には帳票、コード類等、ビジネスプロトコルの共通化に関する事項とか、共同情報処理センター、共同データベースの構築、運営のための業界のコンセンサス形成の方法というふうなことが、その実施の方法として考えられます。それからまた三番目に、「その実施に当たって配慮すべき事項」といいますのは、具体的には、企業間システムを構築、運営する場合における中小企業等特定の事業者への過重な投資負担の回避という問題とか、それからシステムへの参加の不当な制限、価格等に関する情報の授受等による競争阻害の回避という事項について記載するということになるかと思えます。

○木本平八郎君 それでは、実は私、通産省にぜひお考えいただきたいのは、例えばソフトウェアに

関するJIS規格みたいなものをこの際つくることを考えていただけたらどうか。ということは、商品コードなんか、各企業あるいは業界が、自分の都合のいいようにつくっているわけですね。ところが、その企業間でドッキングさせますと、全然コードナンバーが違ってしまう状況が今発生しているわけですね。これをそのままほうっておきますと、どんどん複雑化して、なかなかドッキングができなくなってくるんじゃないか。

例えば日本語の単語ですね、電算機なら電算機という単語は、現在十六ビットでやられているわけですね。ところが、コンピュータメーカーによって全部違うわけですね、その配列が、それができるだけ早い機会に統一しておいた方が、例えばVTRの問題とかテレビのシステムの問題とか、あるいはふり仮名になって、後になってくるとどうしてもうまくいかないということがあろうかと思えます。その辺で、やはり先ほどの商品コードの問題とか、それからあるところまでのフォーマットとか、例えば交通で言えば、左側通行にするか右側通行か、信号の並んでいる順番どうだとか、その程度のことは早く統一していただいた方が、もうこれは五年たったら統一できないんじゃないかと思えます。その辺は、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) ただいま御指摘の点は極めて重要なところでございまして、コンピュータがどんどん発達し、小型化していく過程において、コンピュータメーカー各社がそれぞれその機械にしか通用しないようなソフトウェア等をどんどんつくっていったわけでございます。したがって、極端なことを言いますと、一つのコンピュータメーカーのつくってありますコンピュータの間で、必ずしも回線をつないでうまく通信ができないというふうな事態も起こっております。そういうことがございまして、通産省といたしましては、相互運用性基盤を強化するということで、英語ではインターオペラビリティというふうな言葉を使っておりますけれども、コンピュータ同士がうまくつながるような

ことを進めていく必要があるということで、施策を考えておりまして、それは中心としてはソフトウェアの標準化の問題になるわけでございます。工業技術院に特別に情報化に関連するそういう標準化を進める委員会みたいなものを設けまして、そこで現在検討を行っております。

それで私どもとしては、ハードウェアの標準化を進めると同時に、そういうソフト、通信プロトコルの標準化を進めるといふような必要もありませんが、その際、国際的な標準化の動きと背馳するということになります。また今度は国際的にせつかくできたものが通用しないということになりますので、国際標準化機構の作業と協力しながら進めていきたいと考えております。

それから、こういうビジネスプロトコルの分野では、例えば流通関係では「手順」というようなものが既にJISになっておりますけれども、そういうようなことでいろいろな分野で標準化を進め、あるいは標準化を進められない分野では、うまくコンピュータ同士の情報交換によって伝えられるようにするようシステムを考えると、いうようなことで、コンピュータがネットワークによってつながれる状態でも、その利用が非常にスムーズにいくように今後持っていきたいと考えております。

○木本平八郎君 それでは、開十三に関連して、情報化の進展に伴い、大企業や企業グループがネットワークを支配して、情報トラストや情報コンツェルンの形式が危惧されるのではないかと。かような事態に通産省はどう対処するのか。ということなんです。

これは、最近の具体的な例なんですけれども、スーパーマーケットに納めている魚屋さんのような業者がおられるわけですね。今まではスーパーマーケットの方からその注文書をもらって、これこれの物をこういう値段で納入しろと向こうから注文書が来たわけですね。ところが、最近システムが

変わって、自分のところのコンピューターの中に必要なものを全部インプットしてある、だから、おまえさんの方から持ってきて、それにつないで、そこから注文書の情報を引き出せと言われているわけですね。だから、魚屋さんは、魚屋さんといつても相当大きな魚屋さんなんですけれども、自分のところのスーパーマーケット用のコンピューターの端末を入れたわけですね。これはよかつたんですけれども、またほかのスーパーも同じようなことを言ってきたわけですね。それで、

どんだんだんだん端末ばかり並んでいっているという状況になってきているわけですね。これは実は、鉄鋼会社なんかはあるんですけれども、例えば具体的に言えば、新日鉄なら新日鉄がある、そこに三菱商事という問屋がありますね、それからほかにも問屋がある、これが今、全部コンピューターで流れていて、もう注文書なんかないわけですね、磁気テープで全部やっている。そのうちに、もう外には何にも出ずに、中だけで全部注文が行って、その金の支払いは銀行を通じて行われて、全然見えないうちで全部取引が行われていくということになってしまっているわけですね。

これ自身は非常にいいことだと思ふんです。ところが、いいことなんですけれども、逆に言えば、ある種のトラストじゃないかという気がするんです。これは金であるいは持ち株で支配しているんじゃないかと、情報で支配してしまっている。排他的ではなかろうか入ってこれないわけですね。あるいはコンツェルンをやるかもしれない。これが進みますと、例えば自動車なんか今問題になっていまして、アメリカもイギリスも、何か全部トヨタなり日産なりのなにか、こういう情報でもってがっちり押さえられてしまつて、これは大変な問題になるんじゃないかという気がするんです。

その辺、そんなこと、将来のことを心配してはたつてしょうがないし、これはやっぱり競争の世の中ですから、悔しければ向こうもやればいいわけ

けですけれども、そういうことだけじゃ済まない面もあるんじゃないかという気がするわけですね。その辺の所感を大臣にお伺いしまして、私の質問を終わります。

○政府委員(木下博生君) ちょっと、大臣からお答えする前に、一言技術的な点を御説明申し上げておきたいと思ひます。

今先生から御指摘のありました魚屋さんの例、あるいは鉄鋼メーカーと商社との例、そういうような例で、それぞれの会社のシステムが全部違うためにそれぞれ取引先の商社はたくさんある端末を置かなくちゃいけないというように弊害が出てまゐつておられますので、そういうのをなくして、統一的なプロトコルにすれば一つの端末で全部済むということになりますので、そういうようなシステムをつくり上げるために、この連携利用に関する指針を主務大臣がつくるようにしようということとを考へて、この規定を置いたわけでございます。

ただ、そのような事業を進めていきますと、コンピューターの間で企業間が結びついてしまつて、今お話しになりましたような、いわゆる独禁法上あるいは産業組織政策上の問題が出てくるのではないかと、この点も十分私どもは考へております。

昨年、公正取引委員会がそういう問題について調査いたしました結果では、現在の段階では特に独禁法上問題となるケースはないという認識をしておるようでございます。ただ、潜在的にはそのような問題がございますので、先ほど申し上げました指針をつくり出すときには、配慮すべき事項としてはそういう点も考慮して、できるだけオープンなシステムをつくり上げ、中小企業等、企業力の弱い企業が不当に負担を強いられることのないようにするようシステムをつくるような形で運用していきたいというふうに考へております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先ほど来の本委員の御指摘よく承りました。今、木下局長からもお答え申し上げましたが、企業間のシステムの構

築、運営に当たつての構成事業者の自由な事業活動の拘束だとか、あるいはシステムへの不当な参加制限などの回避の重要性というところは十分認識をしております。御指摘のような事態が生じないよう連携指針の策定に当たつて十分配慮をしていく考へてございします。

○委員(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議をございませんか。

○委員(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○市川正一君 私、日本共産党を代表して、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行います。

質疑の中でも明らかにいたしました。我が党は、一九七〇年の本法制定に際して、コンピューターによる情報処理技術の量、質両面にわたる拡大は、我が国経済及び科学技術等国民生活の各分野に広範かつ多岐にわたつて重大な影響を与えるものであるがゆゑに、これが国民の利益に全面的に奉仕する方向で研究、開発、利用が進められるべきこと、また、コンピューター利用に伴う積極面とともに、雇用・労働問題の深刻化、大企業や中小企業との間の格差、プライバシー侵害の問題などの否定的側面に対処する総合的な計画が必要であることなどを強調いたしました。このことの重要性は、十五年間の事態の推移が立証しているということをまず指摘するものであります。

そのことを前提として、本法案に反対する理由の第一は、大企業への恩恵的施策をさらに拡大するものであることとあります。例えば、今回改正の目玉になっているいわゆるシグマシステムの開発は、膨大な資金をコンピューターメーカーや大手情報処理業者、ユーザー大企業の要求に沿つてつぎ込むものであり、また、今回新設されたプログラマー育成のための借入金債務保証も、結

局、大多数のプログラマーを抱えている大企業への援助措置となるものであります。

第二は、大企業と中小企業の格差を一層拡大することとあります。既に、大企業と中小企業の情報化格差が歴然としていることは、中小企業白書も指摘しているところとあります。加えて、連携利用の指針による行政指導も、結果的に、中小企業の系列化と淘汰を進めるものとならざるを得ないのであります。

第三に、人貸しとも言ふべき人材派遣問題や、ハイテク・ストレスなど、新しい職業病の多発など、劣悪化する労働者の雇用・労働条件への対策が放棄されていること、さらに、プライバシーの保護や安全対策が欠けていることとあります。

第四に、我が国の独自の技術開発をなおざりにし、対米依存を強める危険性があることとあります。例えば、シグマシステムの開発についても、現時点で利用しやすいということで、安易に外国技術に依存することは、我が国独自の技術開発がなおざりになるおそれがあります。今重要なことは、自主的な立場から国際交流を図るとともに、大学や国公立機関での基礎研究なども重視しつつ、国民生活の向上に役立たせる立場から、研究、開発、利用を進めるといふことでなければならぬと考へます。

以上、主要点を指摘し、反対討論を終わります。

○委員(降矢敬義君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員(降矢敬義君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【賛成者挙手】

この際、梶原敬義君から発言を求められておりますので、これを許します。梶原君。

○梶原敬義君 私は、ただいま可決されました情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行に当たり、最近における急速な情報化の進展に伴い、健全な高度情報化社会への移行を円滑に推進するため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、企業間の電子計算機の連携利用に関する指針の策定に当たっては、中小企業の参加を不当に制限したり、過重な投資負担を強いる等の問題を生じないよう配慮するとともに、競争阻害的行為を生じることのないよう十分に留意すること。

二、電子計算機の急速な普及と利用の高度化・多様化によるソフトウェアの質・量両面における不足が深刻化しつつあることにかんがみ、ソフトウェア生産の効率化を一層推進するとともに、ソフトウェア・プログラムの開発、利用の促進に努めること。

三、健全なソフトウェアの流通市場を形成することの重要性にかんがみ、ソフトウェアの適正な評価の在り方について早急に検討すること。

四、高度情報化社会の環境を一層整備するため、電子計算機システムの安全性・信頼性対策について、政府内部の調整を早急に進めその法的整備に努めること。

五、企業間情報ネットワークの進展に伴い、中小企業と大企業との情報格差の拡大等が生じるおそれがあるため、中小企業におけるコンピュータ利用、プログラム開発に対する金融・税制上の措置の充実等適切な施策を講ずること。

六、ソフトウェア技術者の不足が懸念されることにかんがみ、情報処理技術者の育成・確保を図るため、情報処理技術者試験、情報処理研修センターの充実等諸施策の積極的な拡充、強化に努めること。

七、高度情報化を円滑に推進するに当たって、既存の関係法律が今後、法的制約になることが危惧されることにかんがみ、高度情報化社会にふさわしい関係法律の見直し等制度的基盤の整備に努めること。

以上であります。

○委員長(降矢敬義君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(降矢敬義君) 多数と認めます。よって、梶原君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、本制度の運用に万遺漏なきを期してまいり所存でございます。

○委員長(降矢敬義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、昭和十一年に政府と中小企業者の組合との共同出資に基づいて設立され、自來約五十年にわたり、いわゆる組合のための系統金融機関として、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化に大きく貢献してきているところであります。

しかしながら、近年、中小企業金融をめぐる環境は、著しく変化しつつあります。特に、金融自由化の進展を背景として、一方において国債等を組み合わせた高金利、複合サービス機能を有する新しい金融商品が相次いで登場するとともに、他方において中小企業が金融機関に求める金融サービスに対するニーズもこれまでになく多様化しているのが実情であります。仮にこのような環境変化に商工組合中央金庫が早急に対応できない場合には、その所期の役割、機能を十分に発揮し得ないことが懸念される状況となつてきております。

したがって、商工組合中央金庫が、その課されている使命を十分に達成し得るよう、六十一年十月の存立期間の満了を待たず、所要の法改正を行う必要がおります。

かかる趣旨にかんがみ、今般、商工組合中央金庫法の改正を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、昭和十一年の設立認可の日より五十年となつて存立期間に関する規定を削除いたします。

第二に、金融環境等の変化に対応して業務の整備、充実を図ります。

その一として、商工組合中央金庫の資金調達の大を占めている商工債券の販売力を今後とも維持していくため、債券総合口座、国債割引債口座等の金融商品を他の債券発行銀行並みに提供し得るようになります。すなわち、新たに、国債等の窓口販売等を行い得るようになります。また、所定の範囲内において、商工債券または国債等の所有者からの預金の受け入れ、当該商工債券または国債等を担保とする貸し付け等の業務を行い得るようになります。

その二として、所屬団体またはその構成員に関する業務の充実を図るため、長期貸し付けに係る期間及び方法の制限の撤廃、国債等の窓口販売その他の業務、有価証券の貸し付け等の業務を行い得るようになります。

その三として、所屬団体等の事業活動の円滑化に資する等のため、所屬団体等が設立した海外現地法人、中小規模の事業者による共同出資会社等に対し貸し付けを行い得るようになります。

第三に、余裕金の運用に関する規定の整備、副理事長の設置等役員に係る規定の整備を行うほか、付随業務規定の整備その他所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 本案に対する質疑は後日に行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十八分散会

昭和六十年五月十日印刷

昭和六十年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F